

第15回七尾市都市計画審議会

日 時 令和8年7月29日(水) 午後2時～

場 所 七尾市役所 2階 201会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 報告事項

(1) 七尾市都市マスタープランの改訂状況について(中間報告)

(2) 七尾市立地適正化計画の策定状況について(中間報告)

4. 閉会

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定方針

資料①

1. 策定の目的

- 能登地域において、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、甚大な被害が発生し、七尾市においても、建物等に多くの被害が生じています。
- このため、地域ごとに異なる被害状況や既存コミュニティの状況、被災以前からの都市課題を踏まえて、復興まちづくりを推進していく必要があります。
- 七尾市では、令和7年2月に策定した復興まちづくりの方針を示した「七尾市戦略的復興プラン」に基づき、各事業を具体化し、推進していく予定です。
- 令和7年度は、復興アクションプランの策定を進める予定です。さらに、地域との意見交換を実施しながら、地区別復興構想の策定を進めており、この内容を復興アクションプランに反映することとしています。
- こうした七尾市における復興まちづくりの動きを推進するため、上記計画の内容を反映した都市計画マスタープランの改訂及び立地適正化計画の策定を行います。
- 今回、改訂・策定する都市計画マスタープラン及び立地適正化計画は、復興を重点的に推進するための計画として位置付けます。

【都市計画マスタープラン】

- ・都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと
- ・住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定める計画（都市計画運用指針）
- ・七尾市では、平成23(2011)年3月に現行計画を策定

<都市計画マスタープランの役割>

①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

- ・これからの七尾市の都市づくりについて、市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針、地域別まちづくりの方針を明らかにします。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

③個別の都市計画相互の調整を図る

- ・具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

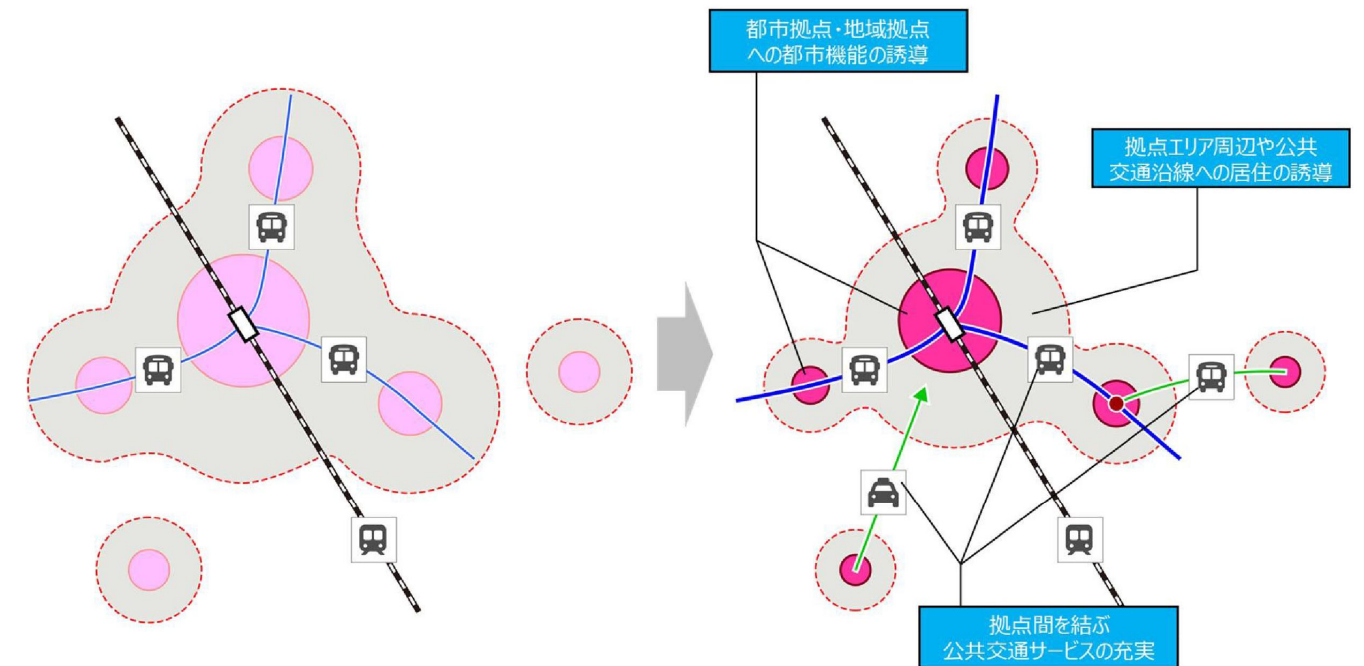
④市民や事業者の理解、具体的な都市計画の合意形成を図る

- ・都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、市民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

【立地適正化計画】

- ・都市再生特別措置法第81条に規定され、「都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進（国交省立地適正化計画の手引き【基本編】P7）」する計画

■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省 R7 年 4 月改訂）

<立地適正化計画の役割>

①人口減少が進行する中での持続可能な都市づくりの方向性を示す

- ・七尾市において、今後も継続することが予想される人口減少の状況下でも、持続可能な七尾市版のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を整理し、都市機能や居住の誘導の方向性を明らかにします。

②都市計画マスタープランで定める将来都市構造を実現するための具体施策を位置付けます

- ・七尾市の都市計画マスタープランで定める将来都市構造実現に向けた都市機能、居住の誘導に係る具体的な施策を位置付けます。

③計画に位置付けた具体施策の実施に向けた調整を行います

- ・立地適正化計画に施策を位置付けることで、国の補助額のかさ上げを受けること等が可能になるため、計画に基づいて施策の実施に向けた調整を国等と行います。

2. 策定体制

○下記の策定体制のとおり、地域・市民や有識者の意見を反映しながら、計画の検討を進めます。

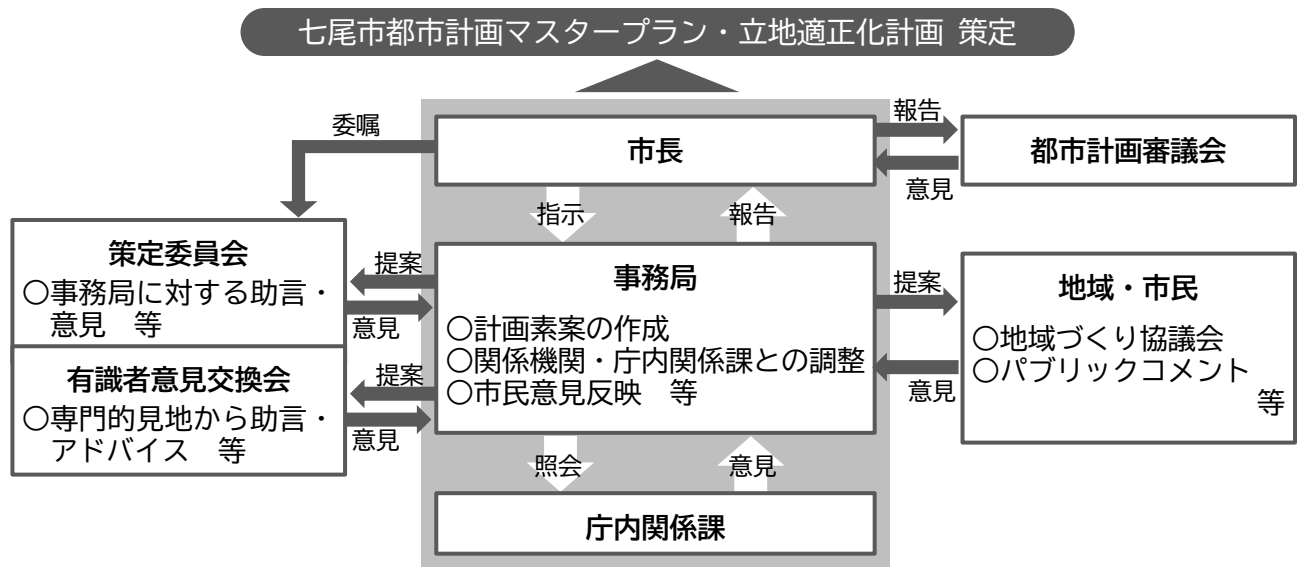


図 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定体制

3. 計画期間

○七尾市都市計画マスタープランは、現行計画の計画期間（20 年間）と同様に、目標年次を概ね 20 年後の 2046 年度とします。

○また、七尾市立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、都市計画マスタープランと合わせ、2046 年を目標年次とします。

4. 計画の位置付け

○都市計画マスタープランは、上位計画である「七尾市総合計画」「七尾都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、「七尾市戦略的復興プラン」と整合を図りながら定めます。

○立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、七尾都市計画区域マスタープランに即するとともに、七尾市都市計画マスタープランとの調和が保たれたものとして作成する必要があります。（都市計画運用指針）

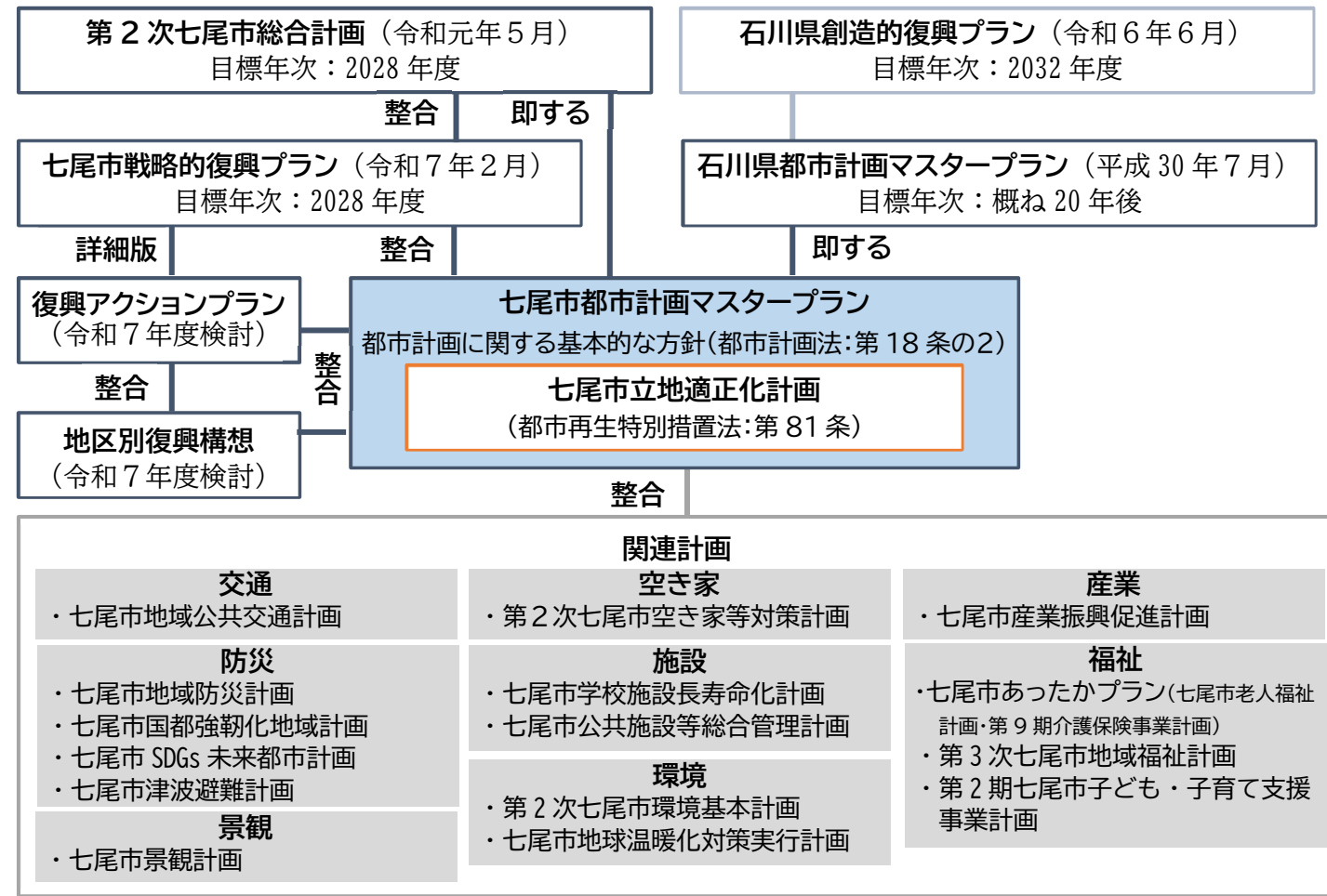
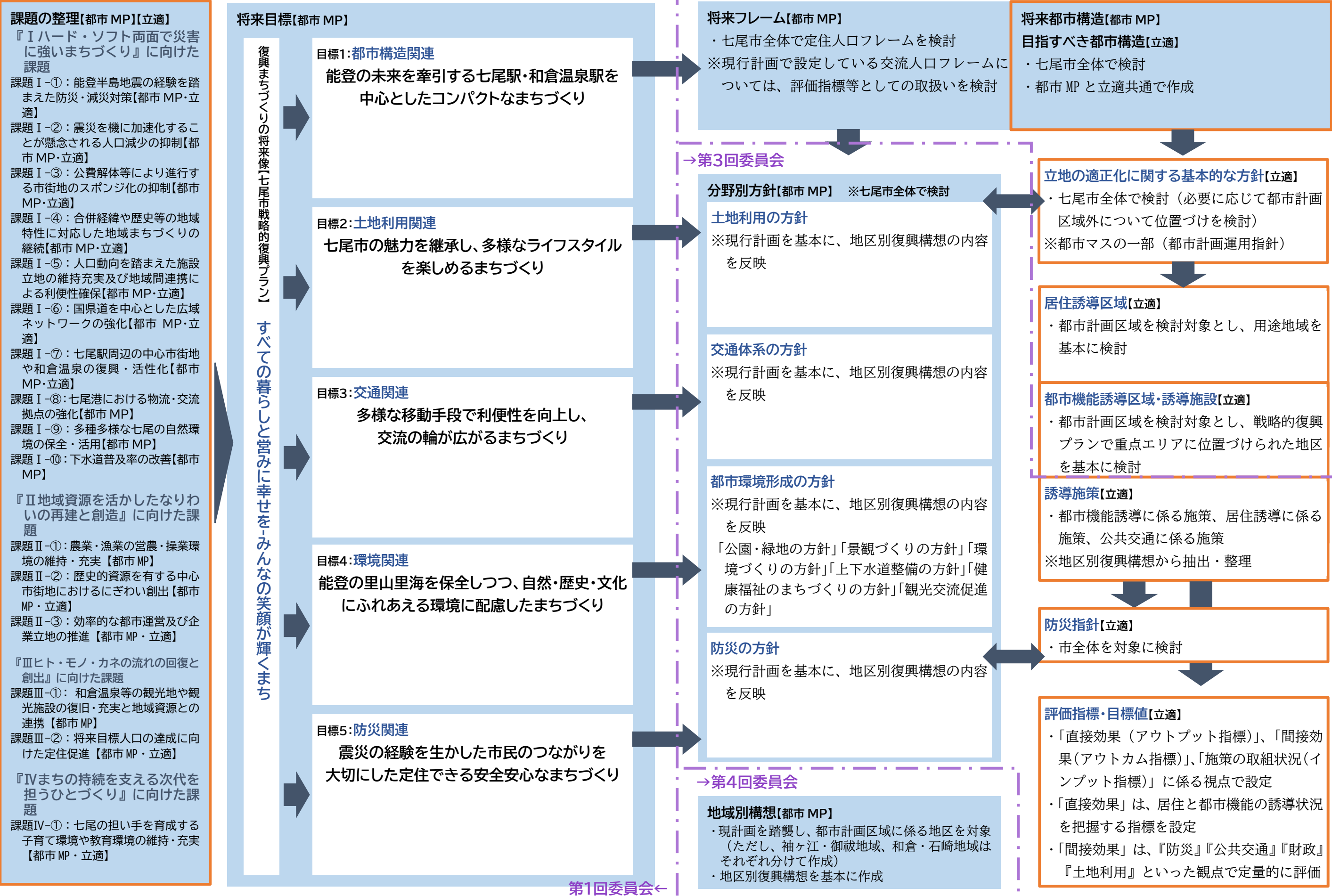


図 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け

5. 都市マス・立適計画の体系（案）



6. 策定スケジュール

時期	議題	都市MP	立適計画	備考
R7 年 9 月 24 日	第 1 回策定委員会 【議題】 ・ 策定方針 ・ 現況・課題の整理 ・ 将来目標	○ ○ ○	○ ○	
R7 年 10 月 16 日	有識者意見交換 【内容】 ・ 七尾市が抱える課題や目標に対する方針や 具体施策について意見交換 ※12 月に意見反映結果を報告	○	○	
R8 年 1 月 30 日	第 2 回策定委員会 【議題】 ・ 将来都市構造（目指すべき都市構造） ・ 立地の適正化に関する基本的な方針 ・ 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設 ・ 防災指針	○ ○	○ ○ ○ ○	
R8 年 6 月 1 日	有識者意見交換 【内容】 ・ 防災指針（具体的な取組）について意見交換		○	
R8 年 7 月 6 日	第 3 回策定委員会 【議題(案)】 ・ 分野別方針 ・ 誘導施策 ・ 防災指針（具体的な取組） ・ 地域別構想 ・ 評価指標・目標値	○ ○	 ○ ○ ○	
R8 年 7 月 29 日	都市計画審議会（中間報告）	○	○	
R8 年 9 月中旬～ 10 月中旬	パブリックコメント・住民説明会開催 2 回 【内容】 ・ 都市計画マスタープラン案 ・ 立地適正化計画案	○	○	
R8 年 12 月中下 旬	第 4 回策定委員会 【議題(案)】 ・ パブリックコメントや住民説明会を受けて 修正 ・ 計画素案	○ ○	○ ○	
R9 年 2 月 中下旬	都市計画審議会（最終報告）	○	○	

※現時点での案であり、状況に応じて変更する場合があります

1. 将来目標

復興まちづくりの将来像の実現に向け、整理した課題に対応する将来目標を設定

都市 MP 立適

課題の整理【都市 MP】【立適】

能登半島地震の経験を踏まえた防災・減災対策

震災を機に加速化することが懸念される人口減少の抑制

公費解体等により進行する市街地のスポンジ化の抑制

合併経緯や歴史等の地域特性に対応した地域まちづくりの継続

人口動向や施設立地を踏まえた地域間連携

国県道を中心とした広域ネットワークの強化

七尾駅周辺の中心市街地や和倉温泉の復興・活性化

七尾港における物流・交流拠点の強化

多種多様な七尾の自然環境の保全・活用

農業・漁業の営農・操業環境の維持・充実

歴史的資源を有する中心市街地におけるにぎわい創出

効率的な都市運営及び企業立地の推進

和倉温泉等の観光地や観光施設の復旧・充実と地域資源との連携

将来目標人口の達成に向けた定住促進

七尾の担い手を育成する子育て環境や教育環境の維持・充実

将来目標【都市 MP】

復興まちづくりの将来像（七尾市戦略的復興プラン）
すべての暮らしと営みに幸せをみんなの笑顔が輝くまち

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり【都市構造関連】
七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既成市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】
七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】
広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、JR七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化します。その上で、七尾市は能登半島の中央に位置し、金沢や富山と奥能登をつなげる重要な中継地であることを踏まえ、市内観光にも利用できるように、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的とした路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実や歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。これらの取り組みを通して公共交通等の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり【環境関連】
七尾湾や市内の海岸は、能登半島に指定された能登半島国定公園の一部であり、こうした国定公園をはじめとする能登の里山里海の自然環境を保全するとともに、各地域の祭や歴史・文化を大切にし、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切にした定住できる安全安心なまちづくり【防災関連】
能登半島地震での経験を踏まえ、ハード面では公共施設の耐震化等都市基盤施設の防災力強化を行うと共に、ソフト面では地域と連携した避難体制の強化やハザード情報の周知に取り組み、市民・来訪者等の命を守ることができる災害に強いまちづくりを推進します。被災時に改めて有効性を確認できた地域コミュニティと連携し、隣接した地区との合同避難訓練の実施や、祭などの地域活動を通じた発災時にも機能するコミュニティづくりなど、ソフト面の取り組みを推進します。加えて、防災拠点となる公共施設は、発災時に円滑に利用できるように日常から公共施設の積極的な利用を促進します。また、2つの総合病院を持つ充実した医療・福祉環境をデジタル技術の活用等でさらに充実させることで、健康づくりの推進を行い、すべての世代が安心して定住できるまちづくりを進めます。

2. 将来都市構造

都市構造に関連するまちづくり目標を踏まえ、七尾市が目指すべき将来都市構造を設定

2-1 基本的方針(案)

<能登地域における中心的役割を果たす都市の形成>
・七尾市の総合計画では「能登の未来を牽引」することを将来像として謳っており、石川県都市計画マスタープランにおける中能登地域広域都市圏マスタープランでも七尾駅周辺から七尾港周辺が中能登地域の中心都市に位置付けられています。また、和倉温泉一帯については、広域観光交流の拠点として整備・育成を図ることが位置付けられています。七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、市内だけでなく能登地域における広域的な拠点としての役割を果たすことが求められます。
・特に能登半島地震からの復興に向けては、七尾市が奥能登地域からの人口流出を防ぐ機能を発揮するとともに、多くの人口を受け入れることが期待され、七尾駅周辺や和倉温泉周辺は復興推進のシンボルにもなります。このため、七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点として都市機能の集積や観光客集客などの重点的な役割を担う都市の形成を図ります。

<市内15地区を基本単位とした生活拠点形成と地区間連携>
・七尾市内は15地区に区分され、各地区がまちづくりの基本単位となっており、地域コミュニティの核となる拠点を形成するとともに、市街地へのアクセスや地区間連携を強化するため、都市計画道路の整備や公共交通の維持・充実を図ります。

<コンパクトな市街地形成と自然環境の保全の両立>
・七尾市では人口・世帯数ともに減少しており、今後もその傾向が継続することが想定される中、既成市街地や集落地の中で都市機能や居住の集積を図ることでコンパクトな市街地を形成します。
・また、地震を受けて増加した空き家・空き地など、既存ストックの有効活用により市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを図ります。農地や森林等で無秩序な開発を抑制し、豊かな自然環境の保全との両立を図ります。

2-2 将来構造図

拠点：都市機能が集積し、生活や観光、就業・就学など様々な活動の中心となる場所

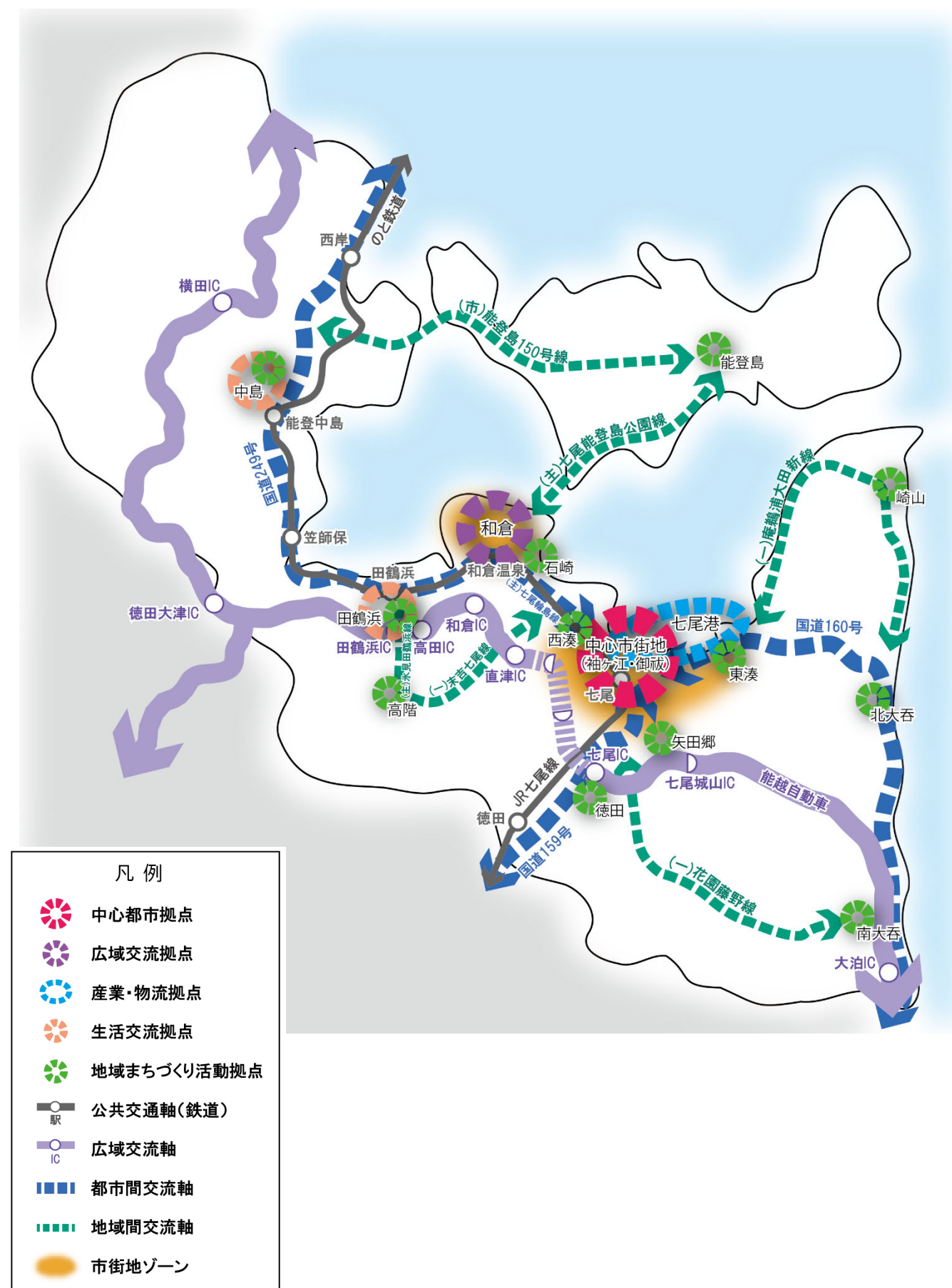
-  中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）：七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠頭に位置付け、市内の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積するとともに、まちなか居住の生活利便性が高い七尾市における中心市街地の形成を図ります。
-  広域交流拠点（和倉）：多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠頭に位置付け、温泉街を観光客や市民が癒され、楽しむことができる七尾市における観光交流の拠点形成を図ります。
-  生活交流拠点（田鶴浜、中島）：一定以上の規模の集落地を形成するとともに、生活利便施設が立地する田鶴浜地区及び中島地区を生活交流拠頭に位置付け、地区内及び周辺の市民の日常生活の核となる拠点形成を図ります。
-  地域まちづくり活動拠点：各地区におけるコミュニティセンターを地域まちづくり活動拠頭に位置付け、各地区のまちづくり活動を支える場としてのコミュニティセンターの機能の維持・充実を図ります。
-  産業・物流拠点（七尾港）：重要港湾である七尾港及びその周辺を産業・物流拠頭に位置付け、港湾としての機能強化や働く場として産業用地の形成を進めるとともに、市内外から多くの人が港の有する自然環境や食を楽しめる機能の充実により、七尾市を代表する産業・物流拠点の形成を図ります。

軸：市内外の都市間や地域間を連携する主要道路や公共交通路線

-  公共交通軸（鉄道）：金沢方面から和倉温泉駅までの JR 七尾線及び和倉温泉から穴水方面に伸びるのと鉄道を金沢から能登半島を広域的に連携する公共交通軸に位置付け、交通結節機能の強化や公共交通の利用促進等による公共交通軸の維持を図ります。
-  広域交流軸：能越自動車道及びのと里山海道を広域交流軸に位置付け、能越自動車道の未整備区間の整備等による広域交通体系の強化を図ります。
-  都市間交流軸：中心都市拠点に位置付けられた中心市街地や広域交流拠点に位置付けられた和倉温泉街周辺と他都市や市内の各拠点を連携する国道 159 号、国道 160 号、国道 249 号を都市間交流軸に位置付け、市内外の交流促進を図ります。
-  地域間交流軸：都市間交流軸を補完し、地域生活拠点と各種拠点を連携する県道等を地域間交流軸に位置付け、各地域生活拠点のアクセス確保を図ります。

ゾーン：住宅や生活利便施設等が立地する広がりのある区域

- 市街地ゾーン：用途地域が指定された七尾駅周辺～七尾港、和倉温泉街～和倉温泉駅周辺をはじめとする人口や生活利便施設が集積する既存の市街地を市街地ゾーンに位置付け、建物用途の適切な誘導等による良好な市街地環境の形成を図ります。



将来都市構造図（案）

3. 都市づくりの基本方針（分野別の方針）

<改訂の考え方>

- ・分野別の方針は再設定した将来目標を踏まえて見直しを行います。
- ・現行計画と同様に、最新の関連計画（地域公共交通計画、景観計画、環境基本計画、下水道整備計画、地域福祉計画）との整合を図ります。
- ・地区別復興構想の策定時に各 15 地区で実施した懇談会での意見を反映します。



目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既成市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】

広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、J R 七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化します。その上で、七尾市は能登半島の中央に位置し、金沢や富山と奥能登をつなげる重要な中継地であることを踏まえ、市内観光にも利用できるように、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的とした路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実や歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。これらの取り組みを通して公共交通等の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

【環境関連】

七尾湾や市内の海岸は、能登半島に指定された能登半島国定公園の一部であり、こうした国定公園をはじめとする能登の里山里海の自然環境を保全するとともに、各地域の祭りや歴史・文化を大切にし、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切にしたい定住できる安全安心なまちづくり

【防災関連】

能登半島地震での経験を踏まえ、ハード面では公共施設の耐震化等都市基盤施設の防災力強化を行うと共に、ソフト面では地域と連携した避難体制の強化やハザード情報の周知に取り組み、市民・来訪者等の命を守ることができる災害に強いまちづくりを推進します。被災時に改めて有効性を確認できた地域コミュニティと連携し、隣接した地区との合同避難訓練の実施や、祭りなどの地域活動を通じた発災時にも機能するコミュニティづくりなど、ソフト面の取り組みを推進します。加えて、防災拠点となる公共施設は、発災時に円滑に利用できるように日常から公共施設の積極的な利用を促進します。また、2つの総合病院を持つ充実した医療・福祉環境をデジタル技術の活用等でさらに充実させることで、健康づくりの推進を行い、すべての世代が安心して定住できるまちづくりを進めます。

3-1 土地利用の方針

・将来目標 1 ・ 2 ・ 4 の内容を反映

・将来都市構造の実現に向けた土地利用方針を追記

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既成市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

【環境関連】

七尾湾や市内の海岸は、能登半島に指定された能登半島国定公園の一部であり、こうした国定公園をはじめとする能登の里山里海の自然環境を保全するとともに、各地域の祭りや歴史・文化を大切にし、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

主な見直し事項

・能登半島地震から復興に向けた方針を追記→【1. 土地利用の基本的な考え方】

・各地域のこれまでの土地利用を尊重していくことから、前計画の土地利用の配置の方針を踏襲することを基本としながら将来都市構造図の位置づけを反映→【2. 土地利用の配置の方針】

・空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家等の空き家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備などについて政策展開方針を充実→【土地利用の政策展開方針】

3-1-1 土地利用の基本的な考え方

将来目標及び将来都市構造の実現に向けた土地利用の基本的な考え方を整理

<能登半島地震からの復興を推進する土地利用>

- ・令和6年能登半島地震により、建物等に多くの被害が生じており、被災者の生活再建に必要な住宅を速やかに確保することが必要です。
- ・震災を契機とした移転や被災した建物の公費解体等が進むことにより、空き家・空き地は、今後増加していくことが想定されます。被災者等にとって住み慣れた地域での生活再建が可能となるよう、被災宅地の復旧支援や復興公営住宅の整備を行いつつ、空き家・空き地を活用し、これまでの住宅地を継承し

ながら、復興を推進する土地利用を推進します。

- ・また、生活再建を促進するためには、産業・生業の復興も重要です。七尾市においては、全国的に知名度の高い和倉温泉の旅館が大きな被害を受ける等、旅館業をはじめとした市民の生業の復興を支援することが必要です。
- ・生業の復興支援に向けては、市民や観光客が利用する施設や都市基盤の早期復旧に加え、地域主体のまちづくりと連携した土地利用を検討します。

<都市活力の拡散を防ぎ、市街地を最大限に活かす土地利用>

- ・今後の人口減少社会においては、既存ストックを有効に活用したコンパクトで持続可能なまちづくりにより、都市活力を維持していくことが必要です。
- ・人や物の移動がコンパクトに完結するように、都市的土地利用を促進すべき地域と田園・森林などの環境を基本とする地域を明確にし、メリハリのある土地利用により、都市活力の拡散を防ぐとともに、市街地内での低未利用地の利活用や都市機能の更新を図り、既存の市街地を最大限に活かす土地利用を推進します。
- ・田園・森林などの環境を基本とする地域については、後追いの公共投資を避け、生活環境と営農環境の調和のとれた土地利用を実現するため、今後の開発地を可能な限り公共交通の利便性の高い鉄道駅や既存の集落・開発地の周辺に集約します。

<能登の中核都市機能の増進を図る土地利用>

- ・少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化、都市運営コストの増大、都市間競争の激化が予想される中で、七尾市が将来にわたり能登全体を牽引していく都市として繁栄することが必要です。
- ・七尾駅を中心とする七尾市街地や和倉温泉を中心とする和倉市街地については、商業・業務サービスや教育、文化、医療などの都市機能の集積を活かして、各機能の増進、更新に寄与する土地利用を推進します。

<暮らしやすさを実現する生活目線の土地利用>

- ・誰もが住みなれた地域で安全に安心して住み続けることのできる利便性の高い生活環境を実現するため、生活者の目線に立った土地利用のあり方を検討することが必要です。
- ・市街地では、それぞれの地域の特性を活かしたきめ細やかな規制・誘導により、都市的土地利用を促進するとともに、地域の実情に応じて生活環境を守っていくための土地利用の適正化を図ります。
- ・田鶴浜、中島の旧市民センター周辺では、生活サービス機能の集約化と居住機能の配置により、効率的で質の高い集落環境の構築を図ります。

<地域の個性を際立たせる繊細な土地利用>

- ・七尾市には、地域の個性を形成する美しい自然や歴史・芸術・文化などに関する地域の宝が数多く存在しています。一方、今後も人口減少が各地域で継続することが予想され、地域の持続性を確保する観点から、移住人口や関係人口を増やすことで定住促進につなげ、地域の暮らしや環境を継続していくことが必要です。このため、地域の魅力を活かした多様な住まい方を提供することが必要です。
- ・それぞれの地域が持つ土地利用の課題に対して、地域特性やこれまでのまちづくりの経緯、市民の意向などを踏まえつつ、各種都市計画制度を活用した取り組みを積極的に進め、地域の個性を際立たせる繊細な土地利用を推進します。
- ・土地利用に関する市民の意識を高めるとともに、地域での自らの暮らしやすさを高めようとする前向きな取り組みを育み、地域にふさわしい土地利用を検討・実践していきます。

<定住や移住を促進する土地利用>

- ・地域の持続性を高めるため、立地適正化計画と連携した都市機能誘導や誘導施策等の実施や地域まちづくりの支援を行うことで、定住人口の確保や関係人口が移住人口につながるような土地利用を推進します。

4

3-2 交通体系の方針

- ・将来目標１・３の内容を反映
- ・「七尾市地域公共交通計画（令和５年３月）」の内容と整合

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既成市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】

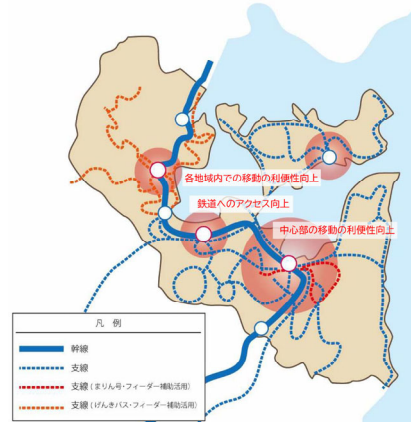
広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、JR七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化します。その上で、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的として路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実を図ります。これらの取り組みを通して公共交通の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。



主な見直し事項

- ・能登自動車道の整備促進について記載
 - 【１．交通体系の基本的な考え方・２．道路ネットワークの方針】※記載済
- ・幹線道路や都市計画道路の整備について記載
 - 【２．道路ネットワークの方針】
- ・鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化することについて記載
 - 【公共交通ネットワークの方針 3-2 公共交通ネットワークの配置・整備方針】
- ・地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的として路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実について記載
 - 【公共交通ネットワークの方針 3-2 公共交通ネットワークの配置・整備方針】
- ・公共交通の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等の推進について記載
 - 【公共交通ネットワークの方針 3-2 公共交通ネットワークの配置・整備方針】
 - 【3-3 公共交通の政策展開方針<公共交通空白地域の解消>】
- ・「七尾市地域公共交通計画（令和５年３月）」の基本方針を踏まえて整理
 - 【公共交通ネットワークの方針 3-2 公共交通ネットワークの配置・整備方針】

- 基本方針１ 多様な移動手段を一体的に捉えた地域公共交通ネットワークの構築
- 基本方針２ 誰もが自動車に頼らなくても豊かに暮らせるよう地域公共交通の利便性を向上
- 基本方針３ 市内全体で適切な地域公共交通サービスの提供を行う
- 基本方針４ 市民・事業者・行政等、多様な主体が関わり、地域公共交通をつくる
- 基本方針５ 地域公共交通により、健康づくり、魅力づくり等、まちづくりを促進させる



3-2-1 交通体系の基本的な考え方【都市MP】

将来目標及び将来都市構造の実現に向けた交通体系の基本的な考え方を整理

<地域間交流、広域交流を支えるネットワークの充実>

- ・各地域における市民の日常生活の場であり、地域特性を活かす交流の場でもある生活・交流拠点をはじめとする、それぞれの地域の宝のネットワーク化により、交流・連携型のまちづくりを進める必要があります。
- ・生活・交流拠点や市街地ゾーン、物流や人的交流の拠点となる七尾港などが相互に連携し、広域的な交流を促進する都市全体の幹線道路ネットワークを確立するとともに、それぞれの道路が有する機能・役割を踏まえて、計画的な整備を推進します。特に、能越自動車道は、七尾市の交通条件を高めるだけでなく、物流や観光客の増加などの広域交流の拡大に大きく寄与するため、整備の促進を積極的に働きかけていきます。
- ・各地域間を連絡する公共交通機関の利便性向上、利用促進を図るとともに、公共交通が運行していない公共交通空白地域の解消を図ります。

<既存のネットワーク及び道路空間の有効活用>

- ・地域の実情に応じて効率的で効果的な道路づくりを進めるため、既存のストックを活かしながら、それぞれの地域が抱える交通課題の解消に取り組む必要があります。
- ・市街地の補助幹線道路等については、既存の道路を活用することを基本とし、長期未着手都市計画道路の見直しを検討すると同時に既存の道路を活用した代替機能の確保を図ります。
- ・既存の公共交通についても、利用者のニーズに応じたサービスの提供などにより、誰もが便利に利用できる交通手段としての活用を図ります。

<生活に密着した安全・安心な道路空間の確保>

- ・日常的に利用される身近な道路は狭あいな道路も多いため、誰もが安全に安心して暮らせる道路づくりに取り組む必要があります。
- ・生活に密着した道路空間の整備・改良により、円滑な交通処理機能を確保するとともに、歩行者空間のバリアフリー化などによる歩行者や自転車の安全性の向上、狭あい道路の解消による防災性の向上を図ります。
- ・地域住民と行政の協働により、より生活の実態に応じた、利便性の高い道路空間への見直しを図ります。

<沿道景観や地域の特色を活かした道路づくり>

- ・道路が本来果たすべき円滑な通行を確保する機能に加えて、地域の活性化に寄与する観光・交流資源としての活用に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・地域のシンボルとなる道路や、優れた沿道景観を持つ道路については、それぞれの特徴を活かして、歩いて楽しめる道路空間、観光ルートなどとしての道路づくりを進めます。
- ・道路のデザインや愛称の決定などに地域住民の意見を反映するなど、地域の特性を活かした個性的で魅力的な道路空間としての活用を促進します。

3-3 公園・緑地の方針

・将来目標 1・2・4の内容を反映

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既存市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

【環境関連】

能登の里山里海の自然環境を保全し、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。



主な見直し事項

- ・能登の里山里海の自然環境を保全について記載
→【1. 公園・緑地の基本的な考え方<まちの背景となる緑の保全>】※記載済み
- ・農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承について記載
→【1. 公園・緑地の基本的な考え方<農山漁村の原風景を構成する緑の維持・保全>】
- ・各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあい
ができる環境整備について記載
→【1. 公園・緑地の基本的な考え方<地域の特色を活かして交流を促進する公園づくり><七尾市が目指す緑の将来像>】
→【2. 公園・緑地の配置方針】
→【3. 公園・緑地の政策展開方針<空き地の暫定利用のための仕組みづくり><復興に向けた公園整備の推進>】

3-3-1 公園・緑地の基本的な考え方

将来目標の実現に向けた公園・緑地の基本的な考え方を整理

<まちの背景となる緑の保全>

- ・今後、環境に負荷を与えないまちづくりを進めていくためには、水源涵養や自然環境の保全、景観形成など、緑の有する多様な機能を再認識した上で、まちの背景となる緑を適切に保全する必要があります。
- ・崎山半島から石動山系の比較的低い城山や赤蔵山、別所岳などの山並み、及び能登半島国定公園に指定されている七尾湾の美しい海岸線を優れた自然環境として保全します。
- ・まちの背景となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える御祓川、熊木川、二宮川などの主要河川及び大津潟や赤浦潟を身近な親水空間として保全します。
- ・市街地を取り囲む田園や集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。

<地域の特色を活かして交流を促進する公園づくり>

- ・豊かな自然や貴重な歴史資産などについては、良好な環境を維持・保全するだけでなく、まちづくりに積極的に活用していく必要があります。
- ・また、能登半島地震により被害が生じた建物の解体が進むことで、今後、**空き地が市街地等で増加することが想定され、こうした場所を有効活用していくことが必要です。**
- ・中心市街地に生じた空き地について、地域と連携しながら、市民や観光客等の交流スペースとしての活用を暫定的な利用を含めて図ります。
- ・大きな被害が生じた和倉温泉街の復興に向けて、**和倉温泉街を多くの人が楽しむことができる公園の整備を図ります。**
- ・能登歴史公園をはじめ、城山や山の寺寺院群などの市内に数多く分布する文化財や周辺の緑は、地域の個性を形成する緑として、それぞれの特色を活かした整備により、広域観光の資源としての活用を図ります。

<農山漁村の原風景を構成する緑の維持・保全>

- ・七尾市における農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代に継承していくためには、**農山漁村の原風景を構成する緑を保全する必要があります。**
- ・農山漁村の原風景を構成する緑として、**そこでの生業の基盤である農地の保全を図ります。**また、農山漁村で受け継がれてきた社寺等の緑の保全に努めます。

<既存の公園緑地や公共空地を活かした身近な緑の質の向上>

- ・地域の実情に応じて、効率的で効果的な公園緑地づくりを進めるためには、既存のストックを有効活用していく必要があります。
- ・日常のレクリエーション活動の場、防災の拠点となる身近な公園・緑地の適正な管理を行うとともに、必要に応じて遊具の更新やバリアフリー化などの再整備を進めます。
- ・多くの人が集まる公共的施設は、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進するなど、地域の特性に応じた緑化を推進し、身近な緑の質の向上を図ります。
- ・道路や歩行者空間、河川や水路などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける水と緑のネットワークづくりを進めます。

<市民が主役となった身近な緑化活動の推進>

- ・市民が主役となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、市民が主体となった緑化活動や身近な公園の維持管理などの取り組みを支えるための施策展開や仕組みづくりを進めます。

3-4 景観形成の方針

- ・将来目標 2・4 の内容を反映
- ・「七尾市景観計画（平成 27 年 10 月）」の内容と整合

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】
七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、**自然・歴史・文化資源を保全**し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり【環境関連】
能登の里山里海の自然環境を保全し、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった**各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用**し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。



主な見直し事項

- ・能登の里山里海の自然環境を保全について記載
→【1. 景観づくりの基本的な考え方② 美しい七尾の自然景観を守ります】※記載済
- ・農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承することについて記載
→【1. 景観づくりの基本的な考え方③ 風土・伝統・文化が息づく七尾市固有の景観を守ります】※記載済
- ・各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用することについて記載
→【1. 景観づくりの基本的な考え方④ 地域の調和を生み出す景観を育てます】※記載済
- ・「七尾市景観計画（平成 27 年 10 月）」の内容を反映
→※反映済

3-4-1 景観づくりの基本的な考え方

七尾市の景観づくりの基本目標及び方針は、「七尾市景観計画」において以下のように定められています。（以下、景観計画より抜粋）

（１）基本目標

**魅力ある景観の維持・継承を基本に、
市民が守り、育て、創る 七尾の景観づくり**

（２）景観づくりの方針

- ① **市民が中心となって景観を守ります**
市民一人一人が景観に対する意識を高めるとともに、身近な環境を見つめ直し、積極的に景観づくりに取り組むことで、七尾市の景観を守っていきます。その第一歩として、景観教育などを推進していきます。
- ② **美しい七尾の自然景観を守ります**
自然保全のための規制・誘導を行うとともに、市民一人一人が自然の大切さに理解を深めていくことで、青く美しい海や川、山地・丘陵・田園からなる緑の大地など、七尾をとりまく豊かな自然を守ります。
- ③ **風土・伝統・文化が息づく七尾市固有の景観を守ります**
季節の移り変わり、行事や慣習などを通して風土・伝統・文化を再確認することで、それらが息づく自然や歴史景観、また、それらと調和したまち・集落景観など七尾市固有の景観を守っていきます。
また、地域の気候風土、伝統文化が息づく個性と魅力ある景観の保全・継承のため、景観資源の保全と併せ、景観を形づくる市民の生活習慣や産業の保護・育成を図ります。
- ④ **地域の調和を生み出す景観を育てます**
地域住民に景観づくりへの積極的な参加を呼びかけ、また、地域ごとの景観資源を磨くことで、七尾西・南湾を包み込むように形成された市域の調和と各地域の個性を育てます。また、和倉温泉は、日本有数の観光地の一つとして一体的な景観を育てます。
- ⑤ **地域をつなぐ連続性のある景観を育てます**
道路沿道、海岸線、河川などの線的な景観づくりに取り組むことで、市域に点在する景観資源を結び、連続して楽しめる景観を育てます。
- ⑥ **時代にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります**
「国府」、「城下町」、「港町」という各時代の七尾独特の歴史・文化を受け継ぐとともに、時代の変化を的確に捉え、今日にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります。
- ⑦ **七尾の魅力ある景観づくりの体制を創ります**
景観づくりを円滑に推進していくために、景観に携わる人と人を結ぶとともに、情報を共有できる体制を創ります。
- ⑧ **景観を阻害する要因を除きます**
七尾の魅力ある良好な景観を守るために、それらを阻害する要因を取り除きます。

3-5 環境形成の方針

- ・将来目標 1 ・ 2 ・ 4 の内容を反映
- ・「第 2 次七尾市環境基本計画（平成 31 年 3 月）」の内容と整合

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【都市構造関連】

七尾市が将来にわたり能登半島全体を牽引していく都市として魅力を発揮し続けることができるように総合病院や大規模商業施設、公共施設などが集積した魅力的なまちを目指します。人口減少社会において、無秩序な市街地の拡大は市街地の人口密度低下による都市の機能不全や都市基盤の維持管理にかかる負担につながることから、七尾駅や和倉温泉駅近傍エリア等への都市機能の集積を行うとともに、既存市街地における居住環境の整備により、市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくりを推進します。加えて、既存施設や地域資源、空き地・空き家など、既存ストックの有効活用により、環境負荷の少ない循環型経済の基盤となるまちづくりを推進します。

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

【環境関連】

能登の里山里海の自然環境を保全し、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

主な見直し事項

- ・能登の里山里海の自然環境を保全することについて記載
→【2. 環境づくりの政策展開方針＜身近な自然環境の保全＞】
- ・脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進することについて記載
→【2. 環境づくりの政策展開方針＜地球温暖化対策の推進＞】
- ・「第 2 次七尾市環境基本計画（平成 31 年 3 月）」の内容を反映
→計画を抜粋して反映

3-5-1 環境づくりの基本的な考え方

七尾市の環境づくりの基本テーマ及び環境像は、「七尾市環境基本計画」において以下のように定められています。（以下、環境基本計画より抜粋）

- （1）基本テーマ及び環境像
- みんなの心が育む、人と環境にやさしいまち・ななお

3-6 上下水道の方針

- ・将来目標 4 の内容を反映
- ・「七尾市下水道整備計画」の内容と整合

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

【環境関連】

能登の里山里海の自然環境を保全し、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。

主な見直し事項

- ・自然環境の保全
→【2. 上下水道整備の政策展開方針】
- ・「七尾市下水道整備計画」を反映
→【2. 上下水道整備の政策展開方針】

3-6-1 上下水道整備の基本的な考え方

七尾市下水道整備計画との整合を図りながら、住宅地の整備などの各種事業・計画の進捗状況にあわせて、健康で文化的な生活を実現するために不可欠な都市基盤施設として、着実に整備を推進し、衛生的で快適な都市環境の創出を図ります。

3-7 防災の方針

・将来目標5の内容を反映

目標5:震災の経験を生かした市民のつながりを大切にしたい定住できる安全安心なまちづくり

【防災関連】

能登半島地震での経験を踏まえ、ハード面では公共施設の耐震化等都市基盤施設の防災力強化を行うと共に、ソフト面では地域と連携した避難体制の強化やハザード情報の周知に取り組み、市民・来訪者等の命を守ることができる災害に強いまちづくりを推進します。被災時に改めて有効性を確認できた地域コミュニティと連携し、隣接した地区との合同避難訓練を実施するなど、ソフト面の取り組みを推進します。加えて、防災拠点となる公共施設は、発災時に円滑に利用できるように日常から公共施設の積極的な利用を促進します。また、2つの総合病院を持つ充実した医療・福祉環境をデジタル技術の活用等でさらに充実させることで、健康づくりの推進を行い、すべての世代が安心して定住できるまちづくりを進めます。

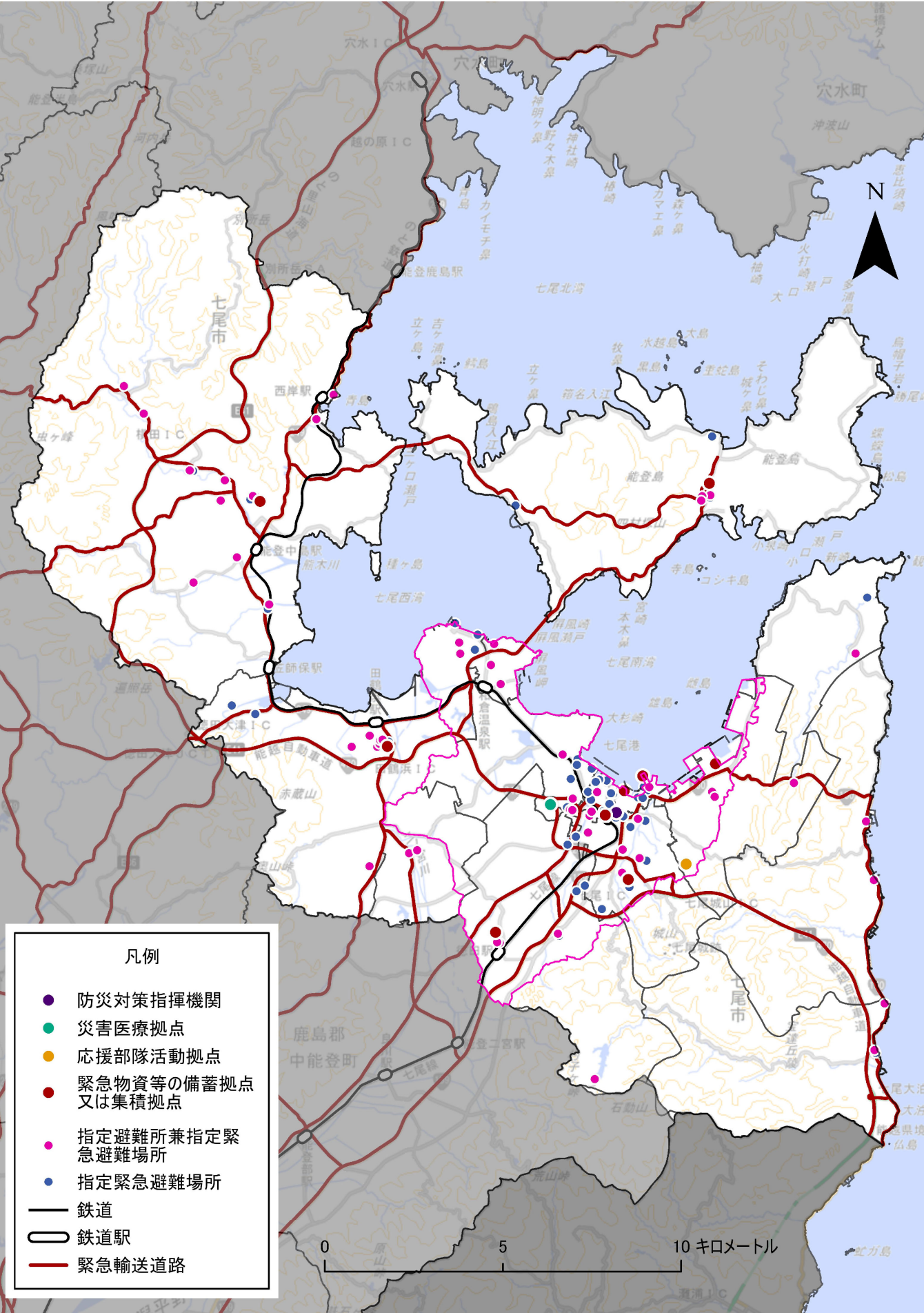
主な見直し事項

- ・公共施設の耐震化等都市基盤施設の防災力強化について記載
→【2. 防災まちづくりの政策展開方針<ストックを活用した災害に強い都市基盤づくり>】
※記載済み
- ・地域と連携した避難体制の強化やハザード情報の周知について記載
→【2. 防災まちづくりの政策展開方針<身近な地域における防災意識の向上と防災体制の確立>】
- ・被災時に改めて有効性を確認できた地域コミュニティと連携について記載
→【1. 防災まちづくりの基本的な考え方】
- ・隣接した地区との合同避難訓練を実施について記載
→【2. 防災まちづくりの政策展開方針<身近な地域における防災意識の向上と防災体制の確立>】
- ・防災拠点となる公共施設は、発災時に円滑に利用できるように日常から公共施設の積極的な利用を促進することを記載
→【2. 防災まちづくりの政策展開方針<ストックを活用した災害に強い都市基盤づくり>】

3-7-1 防災まちづくりの基本的な考え方

地震、台風、大雨、土砂災害などによる災害から貴重な生命や財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように、計画的に治山・治水事業を推進します。能登半島地震の発災時において、各地域コミュニティが重要な役割を果たした経験を生かし、地域の避難体制構築や防災意識醸成など、地域における防災力のさらなる強化を図り、行政と地域住民が互いの役割と責務を共有し、主体的な活動を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進します。

図 防災まちづくりの方針図



3-8 観光交流の方針

※今回の改定から項目追加
・将来目標 2・3・4の内容を反映

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】
七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】
広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、JR七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化します。その上で、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的として路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実を図ります。これらの取り組みを通して公共交通の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり【環境関連】
能登の里山里海の自然環境を保全し、農山漁村の原風景や恵みを持続可能な形で、次世代へと継承していきます。また、市民や来訪者などが、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂といった各地域が有する自然・歴史・文化といった地域資源を活用し、人と人や、人と自然のふれあいができる環境整備を進め、交流を促進し、関係人口の創出・拡大を図ります。これらの取り組みを通して、自然環境の保全や地球環境に配慮した脱炭素社会の実現、循環型都市構造の構築を推進します。



主な見直し事項

- ・観光資源へのアクセス性向上について記載
→【1. 観光交流促進の基本的な考え方<市内の観光資源を周遊できる交通手段の充実>】
→【2. 観光交流促進の政策展開方針<地域公共交通計画との連携>】
- ・地域資源を活用した環境整備について記載
→【1. 観光交流促進の基本的な考え方<豊かな自然や歴史・文化を生かした観光交流促進及び関係人口の創出・拡大>】
→【2. 観光交流促進の政策展開方針<能登島の多くの人が訪れる観光施設の機能強化> <地域資源の機能強化及び環境整備>】
- ・関係人口の創出・拡大について記載
→【1. 観光交流促進の基本的な考え方<豊かな自然や歴史・文化を生かした観光交流促進及び関係人口の創出・拡大>】
→【2. 観光交流促進の政策展開方針<各地域の資源を活用した関係人口の創出・拡大>】

3-8-1 観光交流促進の基本的な考え方

観光交流の促進を図ることは、能登半島地震からの復興を市内外でPRするとともに、市内の生業を継続するうえで重要です。このことから、各地域が有する特色ある地域資源を活用し、観光振興や関係人口の創出・拡大を図ることにより、市全体の活力を創出するとともに、地域の持続性を確保していきます。

<広域交流拠点における観光交流の促進>

- ・広域交流拠点に位置付けた和倉温泉街周辺では、能登半島地震により被害が生じた宿泊施設等の再建の支援に努めるとともに、復興に向けた地域の取り組みと連携した復興事業を推進します。
- ・和倉温泉街の開湯1200年の歴史と文化を体験できる和倉温泉街の環境整備により、訪れる観光客・宿泊客や市民がゆっくり過ごすことができるおもてなし空間の創出を図ります。

<豊かな自然や歴史・文化を生かした観光交流促進及び関係人口の創出・拡大>

- ・市内の豊かな自然や歴史・文化に触れることができる地域資源の魅力が十分に伝わるように施設の機能強化や周辺環境の整備を図ります。
- ・また、こうした本市の地域資源の魅力を内外に広く発信し、情報発信を行うことにより、観光交流及び関係人口の創出・拡大を促進します。

<市内の観光資源を周遊できる交通手段の充実>

- ・市内には、和倉温泉、七尾港、能登歴史公園、能登演劇堂などの地域資源が分布しており、こうした場所を観光資源としてアクセス性向上に向けた路線バス・コミュニティバスのサービス維持・充実、自動車・自転車ネットワークの形成を図ります。
- ・特に和倉温泉街周辺や能登島、中心市街地を観光交流拠点に位置づけ、各拠点間の連携強化を図ります。
- ・歴史的な建物がある中心市街地及びその周辺や和倉温泉街を徒歩に限らず多様な移動手段を選択できる環境整備を検討していきます。

3-9 健康福祉の方針

- ・将来目標２・３の内容を反映
- ・「第３次七尾市地域福祉計画（令和３年３月）」の内容と整合

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり【土地利用関連】

七尾市内にある魅力ある自然景観やこれまで育まれてきた祭事文化や伝統的な漁業といったなりわいなど、自然・歴史・文化資源を保全し、次世代に継承するための環境整備を行います。加えて、各地域のこれまでの土地利用を尊重しつつ、地震を受けて増加した空き家・空き地を活用した新たな拠点の創出、古民家を利用した創業支援、二拠点生活の拠点整備など、ストックを活かした空いている土地・建物の新たな使い方を創出し、都市的な住まい方とは異なる多様なライフスタイルを楽しむことができるまちづくりを推進します。

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり【交通関連】

広域交流の軸となる能越自動車道の整備を促進するとともに、能登半島地震の経験を踏まえた幹線道路や都市計画道路の整備などに取り組みます。また、ＪＲ七尾線やのと鉄道七尾線といった七尾市内の地域間を結ぶ軌道交通を活かし、**鉄道駅と路線バスや地域コミュニティバスの連携を強化**します。その上で、七尾市は能登半島の中央に位置し、金沢や富山と奥能登をつなげる重要な中継地であることを踏まえ、市内観光にも利用できるように、地域内の観光資源や主要拠点へのアクセス性向上を目的とした路線バスや地域コミュニティバスの維持・充実や歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。これらの取り組みを通して公共交通等の充実を図ると共に、自動運転等次世代交通の導入等を推進します。

主な見直し事項

- ・多様なライフスタイルを楽しむまちづくりに関わる施策を地域福祉計画から抜粋
→【2. 健康福祉のまちづくりの政策展開方針】
- ・「第3次七尾市地域福祉計画（令和3年3月）」の内容を抜粋して反映

3-9-1 健康福祉のまちづくりの基本的な考え方

七尾市の健康福祉のまちづくりの目標とする**目指す将来像**及び基本理念、**基本方針**は、「**第3次七尾市地域福祉計画**」において以下のように定められています。（以下、地域福祉計画より抜粋）

（１）目標とする地域像

目標とする将来像

希望と安心に満ちた福祉都市

基本理念1 全ての人が尊重され、共に生きるまちづくり

基本理念2 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり

基本理念3 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

(2) 基本方針

① 支え合いの「しくみ」づくり

- ・人口減少や少子高齢化の進行から、地域のつながりが弱くなっている状況の中、住民一人ひとりのつながりを強化し、地域コミュニティの活性化を図りながら支え合える「しくみ」を強化する地域福祉ネットワークづくりを促進します。

②支え合いの「こころ」づくり

- ・地域活動を進めていくために、活動の中心的リーダーや、活動を担う人材となる人を育成します。また、支え合う意識づくりや福祉の「こころ」を育む福祉教育の充実に努めます。

③支え合いの「活動の場」づくり

- ・地域における「活動の場」や活躍できる場づくりを促進し、積極的に支援します。また、勤労意識のある人が働ける場やさまざまな交流の場づくりを促進します。

4. 地域別構想

4-1 地域別構想の役割と地域区分

(1) 地域別構想の役割

- ・全体構想は、まちづくりの目標やまちづくりの方針について市全域を対象として定めており、各地域における日常的な生活や都市活動の視点から見ると身近に感じにくいところがあります。
- ・地域別構想では、市域を構成する各地域の特性や課題を踏まえ、地域住民の意見を反映することで、より地域の実情にあったまちづくりの目標や方針を設定します。

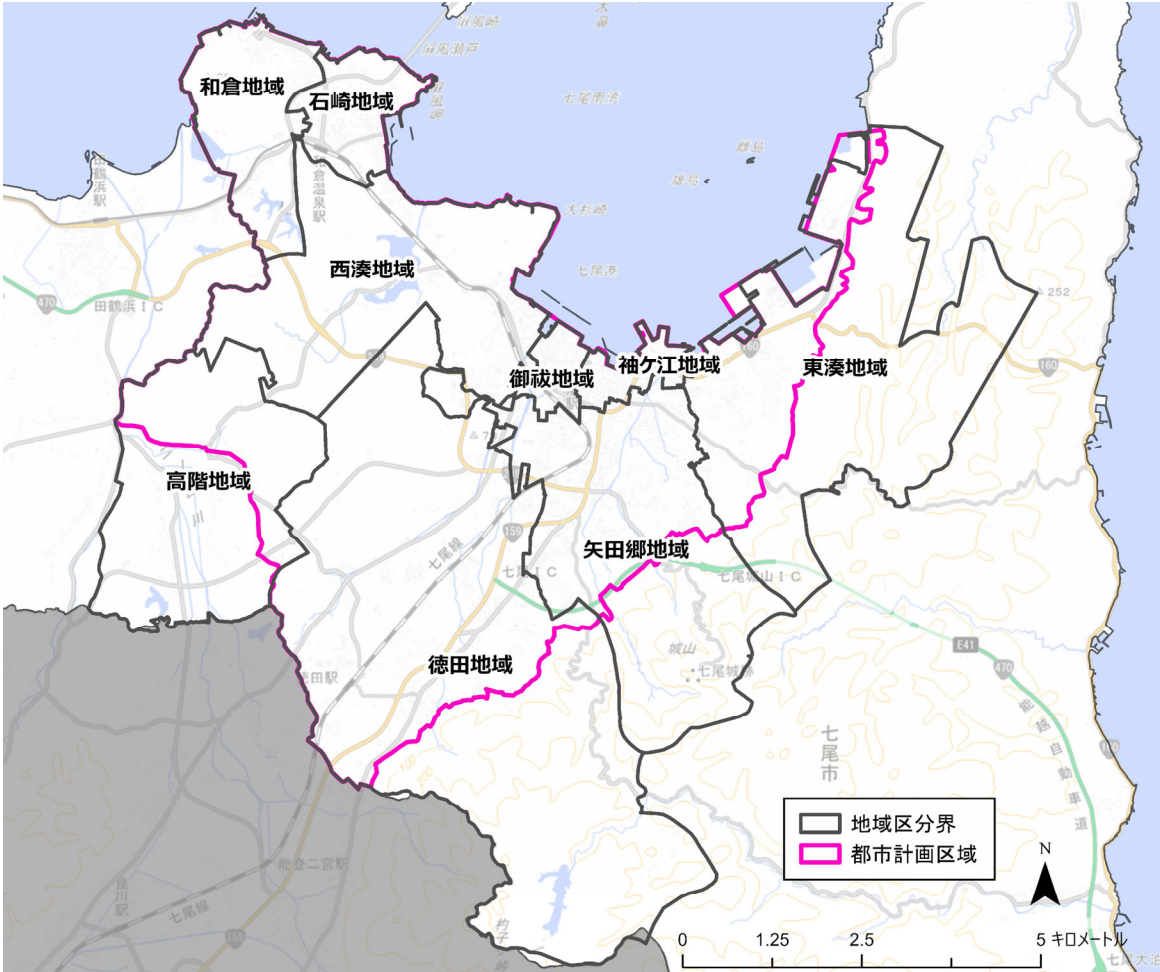
(2) 地域区分の考え方

- ・地域別構想を策定する地域区分は、都市計画区域を含む地域を基本単位として、袖ヶ江地域、御祓地域、矢田郷地域、東湊地域、西湊地域、和倉地域と、石崎地域、徳田地域、高階地域の9地域とします。

(3) 地域別構想の内容

①地域の現況	・地域の位置や人口の動向、特徴について整理
②地域の課題	・地域まちづくりの課題を整理
③復興まちづくりの基本方針	・地区別復興計画の復興まちづくりの基本方針を踏襲
④地域まちづくりの方針	・全体構想の都市づくりの方針を地域に展開 ・地域別の意見交換会での意見を反映

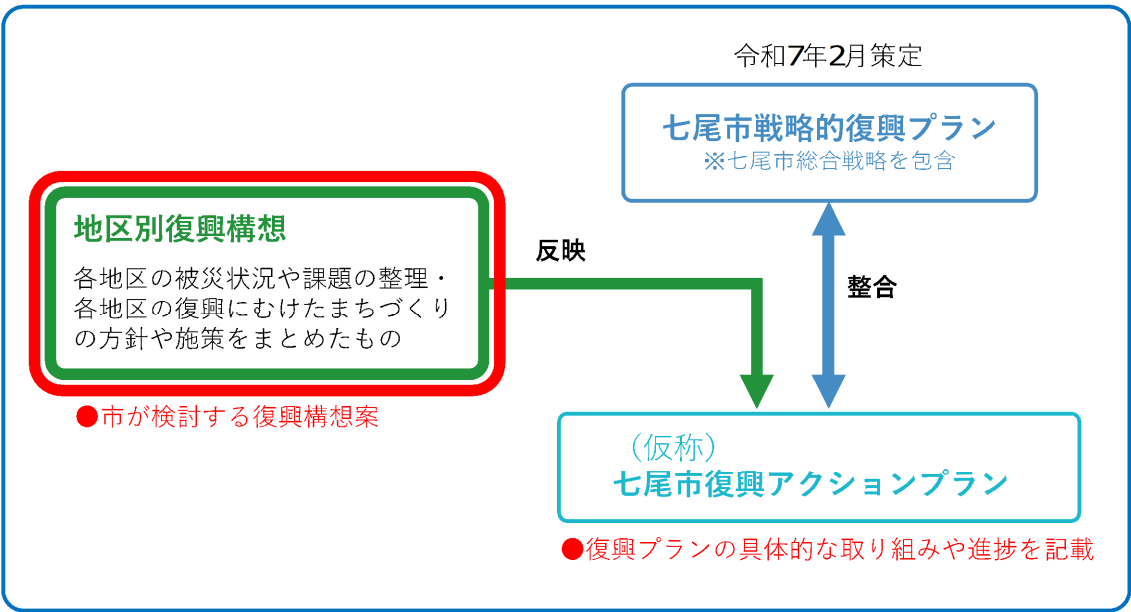
図 地域区分図



参考 地区別復興構想について

- ・市内の各15地区において、それぞれの地域特性や被災状況に基づき、「地区別復興構想」を策定しました。これらの構想は、地域の再生と発展を目指すものであり、七尾市復興アクションプランに反映します。これにより、官民が一体となって連携し、創造的な復興を推進していきます。
- ・策定にあたっては、課題や施策などについて地域づくり協議会と意見交換を実施しました。意見交換会では、「地域の現状と課題」「復興まちづくりの方針」「地域が重要と考える復興に向けた取組み」に対して意見を伺いました。
- ・今回、改定する都市計画マスタープランは、復興まちづくりの動きを推進する目的があるため、地区別復興構想の方針を踏襲することとしました

図 地区別復興構想の位置づけ



立地適正化計画の策定について

1. 立地の適正化に関する基本的な方針

1-1 まちづくりの方針（ターゲット）

都市計画マスタープランの将来目標及び将来都市構造を踏まえて、立地適正計画におけるまちづくりの方針を設定

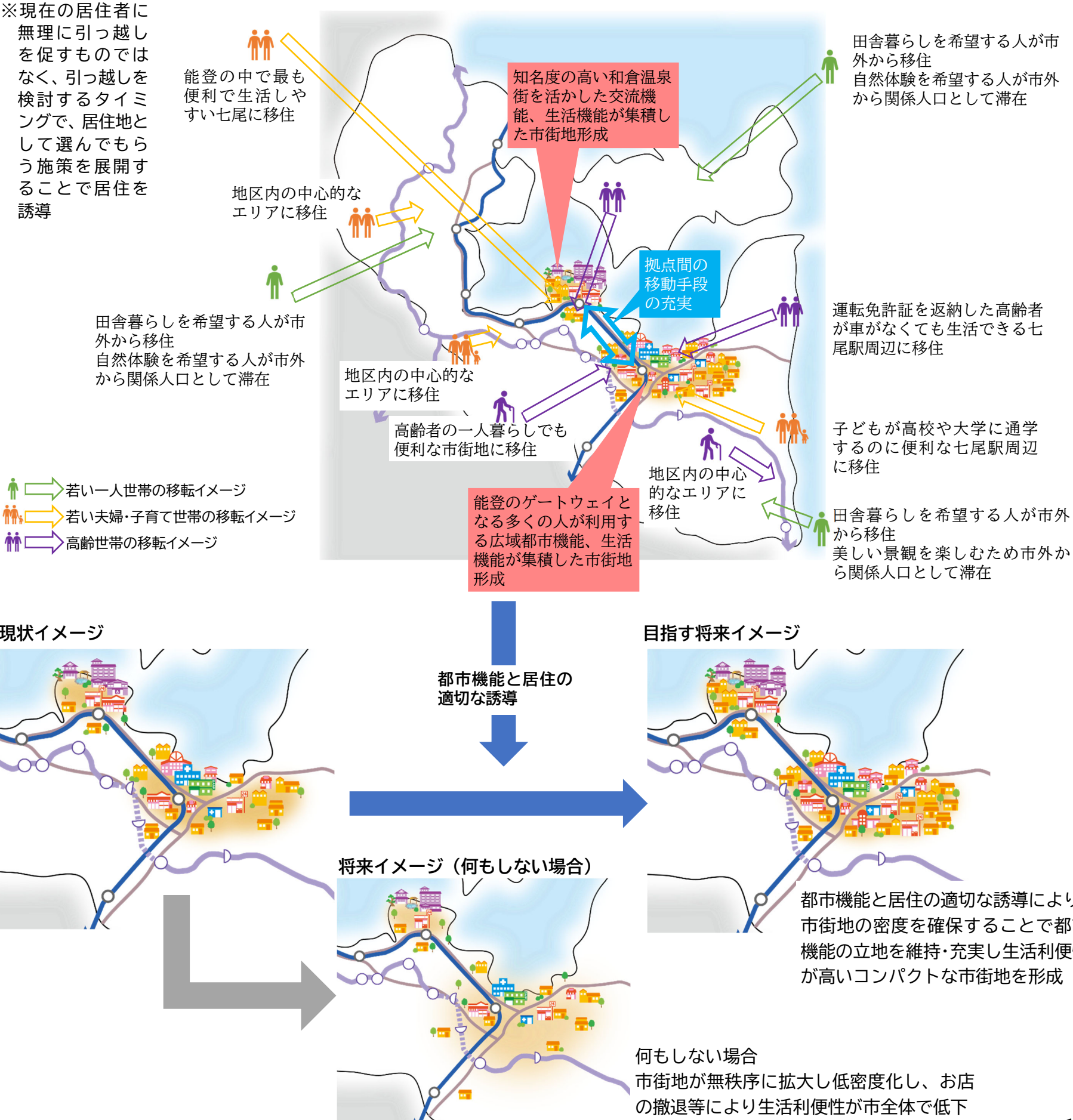
まちづくり方針①：次の居住地として選ばれるまちづくり
中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）に位置付けられたエリア周辺における魅力・利便性の向上を図ることにより、子育て世代や高齢者をはじめとする市内外の人たちのライフステージの変化（引っ越し）のタイミングで居住地として選ばれるまちづくりを進めます。

まちづくり方針②：既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり
市街地ゾーンに位置付けられた人口や生活利便施設が集積する既存の市街地では、これまで整備してきた既存ストック（空き地・空き家、道路、下水道等）を活用しながら、日常生活の利便性の充実を図り、良好な住環境を形成することにより、人口減少下において市街地の拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めます。
都市計画区域外をはじめとする農村・漁村が分布する地域においては、地域住民主体のまちづくりを支援し、各地区の中心集落への集住によりコミュニティを維持する等、持続可能な地域の形成を促進します。

まちづくり方針③：都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり
都市機能の集積を図る中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）と市内各地区をつなぐ公共交通や徒歩・自転車等を含む多様な交通手段のネットワークを形成することにより、だれもが都市機能のサービスを享受できるまちづくりを進めます。
また、中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）と広域交流拠点（和倉）は、それぞれ機能を補完する関係であり、各拠点間を連携する移動手段が充実したまちづくりを進めます。

まちづくり方針④：定住できる安全・安心なまちづくり
将来にわたって定住することができるよう、相対的に災害リスクが低い傾向にある都市計画区域の市街地ゾーンへの居住の緩やかな誘導を図ります。また、河川整備等のハード対策と合わせて、震災の経験を生かした避難訓練や、祭などの地域活動を通して発災時に機能するコミュニティ形成等、緊急避難体制の強化等に向けたソフト対策を積極的に展開することにより、定住できる安全・安心なまちづくりを進めます。

1-2 目指すべき都市像
まちづくりの方針を踏まえて、都市機能、居住誘導及び公共交通ネットワークに関する目指すべき都市像を設定



2. 都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針【立適】

2-1 都市機能誘導区域・誘導施設とは

2-1-1 都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。【立地適正化計画の作成・運用に係るQ＆A（令和6年4月1日改訂）】
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望ましいとされています。

- 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

○なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域に重複して設定されるものとされています。（居住誘導区域については後述）

2-1-2 誘導施設

- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療、福祉、商業、行政、教育、文化施設など、都市の利便性や魅力を高めるための施設）を設定するものです。
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、7種の機能（行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化）ごとに例示されています。

表 誘導施設のイメージ【立地適正化計画の作成・運用に係るQ＆A（令和6年4月1日改訂）】

機 能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m ² 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

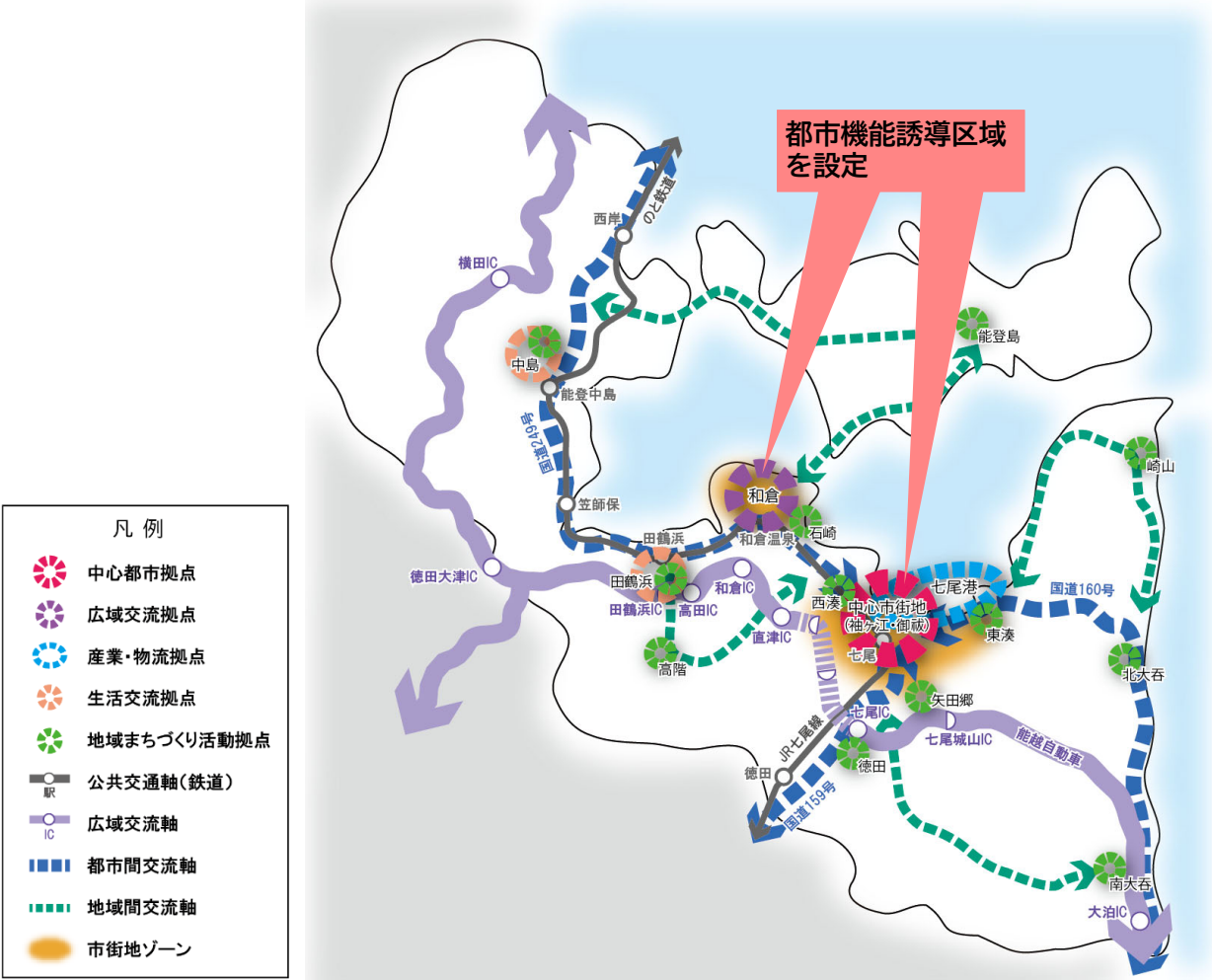
※どのような機能が必要であるかは、それぞれの都市において検討が必要ですが、参考までに地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを提示しています。

2-2 都市機能誘導区域の設定方針

(1)都市機能誘導区域を設定する箇所

- 立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、都市機能誘導区域は、都市計画区域内に設定します。
- 国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）を基本に都市機能誘導区域を設定することとします。

図 将来都市構造図



(2)都市機能誘導区域の設定基準

- 国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を以下のように定めます。

【設定基準（案）】

- ・七尾駅及び和倉温泉駅からの徒歩圏（1 km）
- ・誘導施設が立地可能な商業系用途地域（近隣商業地域・商業地域）
- ・鉄道駅と中心市街地・温泉街の商業地を結ぶ主要道路沿道

2-3 誘導施設及び都市機能誘導区域の設定

2-3-1 七尾駅周辺(中心都市拠点(袖ヶ江・御祓))

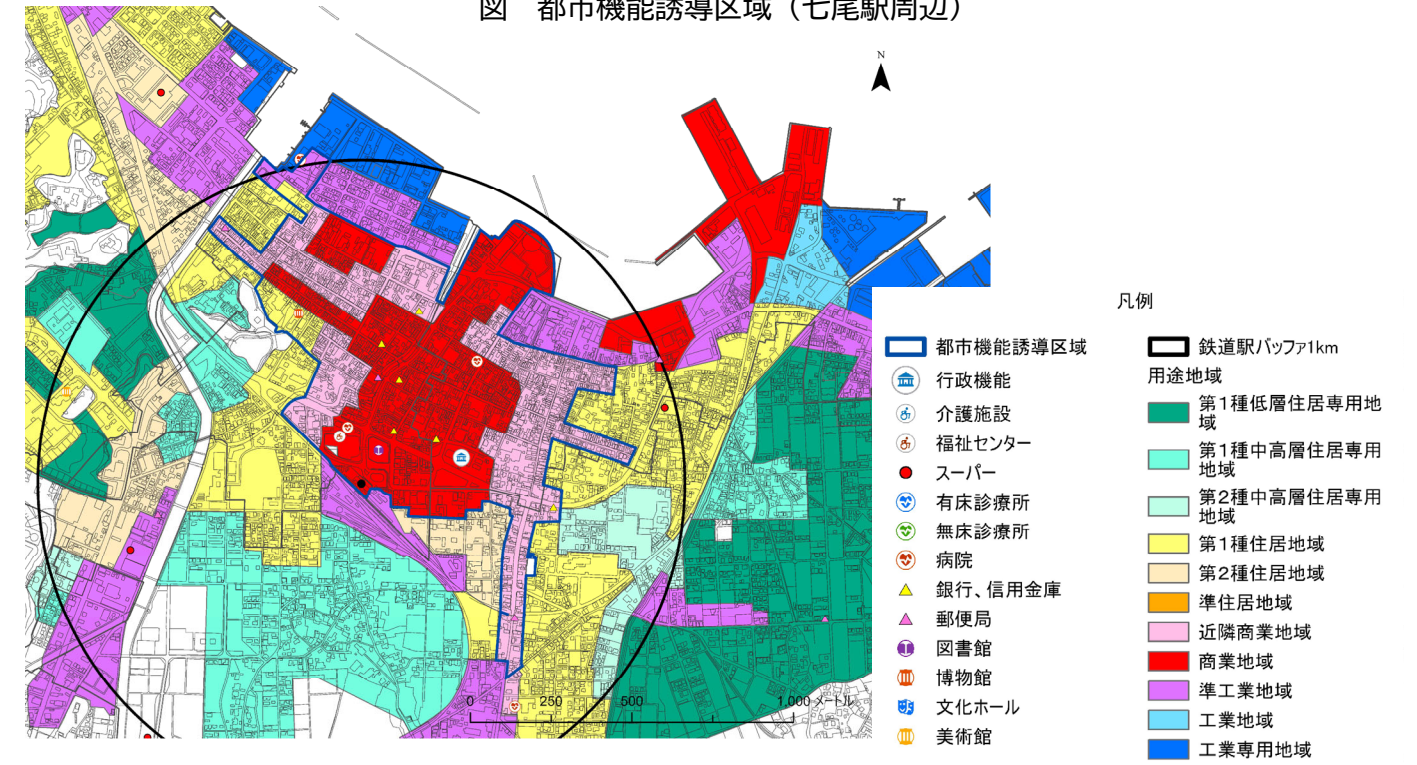
- 中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）に位置付けられた七尾駅周辺は、七尾市の中心市街地として市内外からの利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。
- また、まちなか居住の生活利便性に資する生活機能を有する施設についても設定します。

表 誘導施設（案）：七尾駅周辺

機能分類	広域機能 多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	○市役所	×地区コミュニティセンター ※各地区に配置するものであるため設定しない
介護福祉機能	○福祉センター	×介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	×子育て支援センター ※各地区に配置するものであるため設定しない	×認定こども園、保育所 ※各地区に配置するものであるため設定しない
商業機能	○ショッピングセンター	○スーパーマーケット ×ドラッグストア、コンビニエンスストア ※市全域に立地しているため設定しない
医療機能	○病院	×診療所 ※市全域に立地しているため設定しない
金融機能	－	○銀行・信用金庫、郵便局 ×農協、漁協 ※利用者が限定される施設のため設定しない
教育・文化機能	○大学、専門学校、高等学校 ○博物館・美術館 ○文化ホール ○図書館	×小中学校 ※各地区に配置するものであるため設定しない

○：誘導施設に設定 ×：誘導施設に設定しない

図 都市機能誘導区域（七尾駅周辺）



2-3-2 和倉温泉周辺(広域交流拠点(和倉))

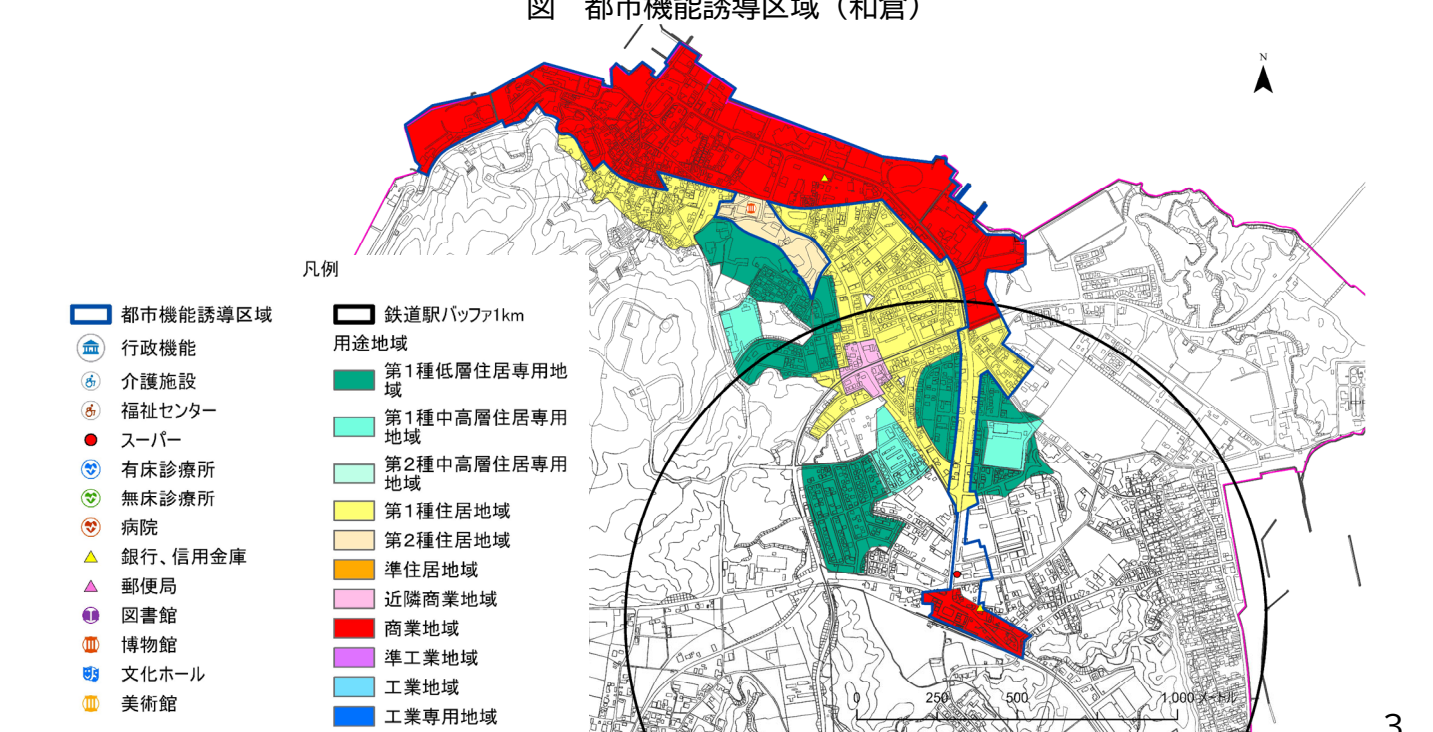
- 広域交流拠点（和倉）に位置付けられた和倉温泉周辺は、観光客が訪れるとともに市民が交流する拠点として利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。
- また、和倉温泉街周辺の地域住民の生活を支えるとともに、温泉街の宿泊客等が利用することで成り立つ生活機能を有した施設についても設定します。
- なお、その他の機能分類として、和倉温泉の歴史とともに存続し、多くの市民や観光客が訪れる総湯は、広域交流拠点の形成に重要な施設であり、今後も立地を維持していくため誘導施設に定めることとします。

表 誘導施設（案）：和倉温泉駅周辺

機能分類	広域機能 多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	×市役所	×地区コミュニティセンター ※各地区に配置するものであるため設定しない
介護福祉機能	×福祉センター	×介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	×子育て支援センター ※各地区に配置するものであるため設定しない	×認定こども園、保育所 ※各地区に配置するものであるため設定しない
商業機能	×ショッピングセンター	○スーパーマーケット ×ドラッグストア、コンビニエンスストア ※市全域に立地しているため設定しない
医療機能	×病院	×診療所 ※市全域に立地しているため設定しない
金融機能	－	○銀行・信用金庫、郵便局 ×農協、漁協 ※利用者が限定される施設のため設定しない
教育・文化機能	×大学、専門学校、高等学校 ○博物館・美術館（※お祭り会館含む） ○文化ホール ×図書館	×小中学校 ※各地区に配置するものであるため設定しない
その他	○総湯	－

○：誘導施設に設定 ×：誘導施設に設定しない

図 都市機能誘導区域（和倉）



3. 居住誘導区域の設定

立適

3-1 居住誘導区域とは

- 居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。
- 都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。【立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）】
- 国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれるとされています。

① 生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

② 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となりますが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要があります。

③ 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

3-2 居住誘導区域の設定方針

3-2-1 居住能誘導区域を設定する箇所

- 立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、居住誘導区域は、都市機能誘導区域と同様に都市計画区域内に設定します。
- 国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた市街地ゾーンを基本に居住能誘導区域を設定することとします。

3-2-2 居住誘導区域の設定基準

- 国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を定めます。
- また、法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域及び都市計画運用指針に示されている居住誘導区域に含まないこととすべき区域等を踏まえて、除外基準を定めます。

<設定基準>

- 七尾市における人口集積の状況や都市基盤整備の経緯などを踏まえて、以下のような4つの設定基準のいずれかに該当する区域を居住誘導区域に含めることとします。

設定基準①：都市機能誘導区域

- ・都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定することとされています。このため、都市機能誘導区域は居住誘導区域に含めることとします。

設定基準②：鉄道駅徒歩圏（七尾駅及び和倉温泉駅から1kmの範囲）かつ用途地域が指定された区域

- ・鉄道駅周辺は、通勤・通学に便利であり、鉄道駅の利用圏域は今後も生活利便性を確保し、居住の誘導を促進していくことが必要です。
- ・鉄道駅の利用圏のうち、これまで形成してきた市街地（用途地域）を対象とすることとし、七尾駅及び和倉温泉駅から1kmの範囲かつ用途地域が指定された区域を設定基準に定めます。

設定基準③：都市基盤整備が実施されている区域（市街地開発事業施行区域・公共下水道事業認可区域）

- ・良好な都市基盤の整備が実施されている区域は、生活環境が整っているため人口減少の中でも、居住誘導を図るにあたり適していると考えられることから、市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業）が施行された区域及び公共下水道事業認可区域（七尾処理区・和倉処理区）を設定基準に定めます。

設定基準④：人口が集積し生活利便性が高い区域（人口密度20人/ha以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複）

- ・人口減少の中でも人口密度を維持し、将来にわたって生活機能を持続することが必要であることから、現時点で一定の人口集積がみられるとともに、複数の種類の生活機能の徒歩圏に含まれる区域を今後も持続させていくため居住誘導区域に含めます。
- ・本市の市街地の現状を踏まえて、人口密度20人/ha以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複する区域を設定基準に定めます。

図 居住誘導区域（案）（七尾）

※検討段階のため非公表

図 居住誘導区域（案）（和倉）

※検討段階のため非公表

4. 誘導施策

- ・まちづくり方針（ターゲット）に対応した誘導施策を「居住誘導」「都市機能誘導」「交通ネットワーク形成」ごとに整理
ただし、まちづくり方針④については、防災指針の具体的な取り組みで整理
- ・誘導施策は、実施する地区（居住誘導区域・都市機能誘導区域・市全体）ごとに整理

まちづくり方針 （ターゲット）	誘導施策		
	居住誘導区域	都市機能誘導区域	市全体・交通ネットワーク
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	・転入者及び転居者に対する補助制度導入の検討	・シーサイドパーク、湯っ足りパークの再整備 ・景観計画による景観誘導 ・都市再生整備計画制度の活用 ・まちにわ事業（空き地の地域活用促進制度）の導入 ・交流施設の整備検討 ・都市再生推進法人制度の活用 ・空き家を活用した創業支援 ・子育て支援関連施設の立地誘導 ・道の駅能登食祭市場の機能強化	・次世代交通導入の検討
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	・公共下水道の整備 ・都市基盤の計画的な維持管理 ・狭隘道路の解消 ・用途地域の見直し ・地区計画制度の活用 ・幹線道路沿道への商業施設の立地促進（沿道系用途地域の指定継続） ・届け出制度の運用（居住誘導区域）	・都市再生整備計画制度の活用 ・低未利用土地権利設定等促進計画の活用 ・立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）の活用 ・空き家バンク制度の拡充 ・届け出制度の運用（都市機能誘導区域・誘導施設）	・歩道の整備 ・地区コミュニティセンターの機能強化
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり			・都市計画道路の整備 ・買い物支援サービスの支援 ・コミュニティバスの運行形態の見直し ・地域住民が主体となった予約制交通サービスの維持拡大 ・DXを活用した新たな公共交通の検討 ・市内循環バスのルート見直し
まちづくり方針④ 定住できる安全・安心なまちづくり	※防災指針の具体的な取り組みで整理		

5.防災指針

5-1災害ハザード情報の整理

○七尾市においては、洪水、津波等の浸水や土砂災害、地震による災害ハザード情報が公表

種別	災害ハザード情報	備考
洪水	想定最大規模・計画規模：R1（水位周知河川） ・浸水想定区域（浸水深） 想定最大規模：R5（水位周知河川以外の小規模河川） ・浸水想定区域（浸水深） ・浸水想定区域（浸水継続時間） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	熊木川、御祓川、二宮川の浸水想定区域 想定最大規模の浸水想定区域（浸水深）は、水位周知河川以外の浸水想定区域を追加 ※浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域は、水位周知河川以外の河川は未公表
津波	・津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域：R5	
内水	・内水浸水想定区域	
ため池	・ため池浸水想定区域：H26	
土砂災害	・土砂災害(特別)警戒区域：R4 ・地すべり防止区域：R3 ・急傾斜地崩壊危険区域：R3	
地震	・液状化危険度	

5-2 災害リスク分析の方針

- 災害ハザードの状況を踏まえて分析の視点を設定
- 分析の視点を基に災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、各種災害ハザード情報ごとに災害リスクを分析
- 災害リスク分析は、都市情報の整備状況を踏まえて市全域と市街地で分析を実施

5-3 防災上の課題

○災害リスク分析の結果を踏まえ、防災上の課題を整理

課題① 都市計画区域内の市街地において浸水や土砂災害が想定されており暮らしの場を継承していくための取組が必要

- ・都市計画区域内の七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の人口や都市機能の集積する市街地においても、洪水や津波等の浸水が想定されていますが、都市計画区域外と比較すると災害リスクは低い状況
- ・災害リスクが低い傾向にある状況を活かし、既成市街地を今後も暮らしの場として継承していくために、想定される災害を踏まえた取組が必要

課題② 都市計画区域外の集落をはじめとする大きな被害が想定される地域では命を守るための取組が必要

- ・都市計画域外では、洪水に対して2階への垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上が想定される建物・集落や津波により木造家屋が全壊するとされる津波浸水深2.0m以上の建物・集落がみられる状況
- ・山地が多くを占める都市計画区域外では、土砂災害の危険性が高い地域が多い傾向にあり、建物・集落への被害が懸念
- ・上記のような命の危険を回避することが最優先で求められる地域における事前に避難することを徹底する等の命を守るための取組が必要

課題③ 広い範囲で浸水や土砂災害が想定される中、能登半島地震により防災施設が被災しており、防災性向上に向けた取組が必要

- ・市内の広い範囲で洪水・津波等の浸水や土砂災害が想定されている中、能登半島地震で海岸施設や河川堤防、排水施設等の防災関連施設が被災しており、防災性が一時的に低下している状況
- ・防災性が一時的に低下している中では、想定以上の災害リスクが懸念されたため、早急な防災関連施設の防災性向上に向けた取組が必要

5-4 防災まちづくりの方針

○防災上の課題に対応する防災まちづくりの方針を整理

方針① 七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地を定住する場として選んでもらえる防災・減災まちづくり

- ・災害リスクが低いことを活かし、七尾市内での定住を促進するため、安心して暮らしの場として選んでもらえるよう七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地における防災・減災のまちづくりを進めます。

方針② 一人ひとりが災害時に行動し、助け合うことのできる防災・減災まちづくり

- ・七尾市内において命にかかわるような洪水・津波の浸水や土砂災害が想定される地域もあることから、一人ひとりが自分事として想定される災害リスクを理解し、日ごろから災害への準備をするとともに、災害発生時には各自が行動し、助け合うことができるよう地域での防災・減災のまちづくりを進めます。

方針③ ハード・ソフト両面から取組を行う総合的な防災・減災まちづくり

- ・想定される災害に対して、ハード対策での対応は期間が長期化し経済的にも行政に大きな負荷がかかるため、長期的にハード対策を随時進めながら、短期・中期的にはソフト対策を講じながら、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災のまちづくりを進めます。

○防災まちづくりの方針及び災害リスク分析を踏まえ、災害種別ごとにハード・ソフト対策の方針を整理

災害種別	ハード対策（長期）	ソフト対策（短期・中期）	
洪水	・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	・各種災害リスクの情報を発信し、防災意識の啓発を図る ・地区防災計画等の地域での事前の防災・減災の取組を支援	・浸水深 3.0m以上の地域、家屋倒壊等氾濫想定区域をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討
津波	・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る		・浸水深 2.0m以上をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る
内水	・排水施設の更新を推進し、浸水防止を図る		・浸水深 0.5m以上をはじめとする地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討
ため池	・ため池の耐震性を強化し、堤体の決壊による浸水防止を図る		—
土砂災害	・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害の防止を図る		・土砂災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る
地震	・住宅等の耐震対策を支援し、建物の倒壊防止を図る		—

5-5 具体的な取組

・防災の方針に対応する具体的な取り組みを地域防災計画・国土強靱化地域計画から抽出・整理

災害種別	ハード対策（長期）	具体的な取り組み
洪水	・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	○河川改修事業の推進 ○河川関連施設等の適正管理や耐震化 ■河川施設の改築、補強 ■樋門等の改築 ■河川の堆積土砂除去
津波	・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	○沖合施設等の整備 ○港湾施設の機能強化・維持管理 ■港湾の耐波性能の照査や既存施設の補強 ○漁港施設の機能強化・維持管理（漁港施設機能保全計画の策定） ■漁港港湾の岸壁・道路等の耐震性強化（市及び県） ○海岸保全施設の耐震化 ■海岸保全施設等の整備 ○海岸保全施設の長寿命化計画策定
内水	・排水施設の更新を推進し、浸水防止を図る	○雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置指導 ○治水関連施設等の適正管理や耐震化 ■下水道の主要な管路等の補強、整備
ため池	・ため池の耐震性を強化し、堤体の決壊による浸水防止を図る	○ため池堤体の耐震補強
土砂災害	・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害の防止を図る	○砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備 ■地すべり防止工事（県） ■急傾斜地崩壊防止工事（工事） ○砂防関連施設の老朽化対策 ○砂防関連施設等の適正管理や耐震化
地震	・住宅等の耐震対策を支援し、建物の倒壊防止を図る	○耐震診断・改修費の助成等の制度周知 ○緊急輸送道路や重要物流道路等の無電柱化推進 ○緊急輸送道路等の耐震性強化 ■落橋防止対策や橋脚の補強 ○緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備 ■代替路を確保する道路ネットワークの整備 ○緊急輸送道路等の点検 ■トンネルの安全点検、補強対策の実施 ・避難路となる生活道路の拡幅及び沿道の建物・工作物の耐震化 ・空き家解体による防災空地の確保 ・耐震性の高い建築物への更新

○：国土強靱化地域計画 ■：地域防災計画 ・：左記以外に追加した施策

災害種別	ソフト対策（短期・中期）	具体的な取り組み
共通	・各種災害リスクの情報を発信し、防災意識の啓発を図る ・地区防災計画等の地域での事前の防災・減災の取り組みを支援	○防災士の育成 ■防災リーダー等の育成、強化（市及び県） ■自主防災組織リーダー育成研修会の実施 ■自主防災組織活動マニュアルの作成 ○自主防災組織の訓練の推進 ■実践的な防災訓練の実施（市及び防災関係機関） ○緊急速報メール等を活用した災害情報や伝達体制の強化 ○ICTを活用した情報伝達手段の整備 ■多様な情報伝達手段の整備（市） ■衛星電話等の災害に強い通信機器の配備（市） ○災害危険性や早期避難の重要性に関する啓発（ハザードマップの情報発信） ■防災知識の普及（市） ■地区防災マップの作成（市） ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施について指導 ■避難行動要支援者避難支援マップの作成（市） ○地籍調査の推進 ・防災協定締結の促進
洪水	・浸水深 3.0m以上の地域、家屋倒壊等氾濫想定区域をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討	・公共施設等が整備された際に指定避難所又は指定緊急避難場所の指定を検討
土砂災害	・土砂災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る	■防災マップ作りや避難訓練を地域毎で実施（市）
地震	－	■住宅・宅地の液状化対策に有効な技術情報の提供（市）
津波	・浸水深 2.0m以上をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る	○自主防災組織等による実践的な津波避難訓練の実施
内水	・浸水深 0.5m以上をはじめとする地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討	・公共施設等が整備された際に指定避難所又は指定緊急避難場所の指定を検討
ため池	－	

○：国土強靱化地域計画 ■：地域防災計画 ・：左記以外に追加した施策

6. 評価指標及び目標値

6-1 評価指標設定の考え方

- ・立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要があります。そのため、立地適正化計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能する計画とするため、評価指標及びその目標値を設定することが重要です。
- ・評価指標には、立地適正化計画の取り組みを通じて期待される直接的な効果を測る「直接指標」と、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを通じて、施策効果の発現を測る「間接指標」があます。
- ・七尾市において、おおむね5年ごとに立地適正化計画を無理なく円滑に評価を実施していくため、全国一律で把握される指標や関連計画に定められた指標を活用するなど、今後も継続的に把握できる指標を採用することとします。
- ・その上で、本計画の進捗状況や効果を測る観点から、「まちづくり方針（ターゲット）」に対応した評価指標を設定します。

6-2 評価指標（案）の設定

- ・前項の考え方を踏まえ、まちづくり方針（ターゲット）ごとに評価指標を設定します。

まちづくり方針（ターゲット）	評価指標
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	➡都市機能誘導区域内の魅力化や利便性向上の進捗を評価 □都市機能誘導区域内の誘導施設数【直接指標】 ※誘導施設に設定した都市機能の立地状況を把握
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	➡居住誘導区域における人口集積が維持されているかについて評価 □居住誘導区域の人口密度【直接指標】 ※まちづくり健康診断又は5年ごと調査が実施される都市計画基礎調査により継続的に把握
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	➡公共交通の利用者数が増加しているかについて評価 □市内公共交通利用者数【間接指標】 ※七尾市地域公共交通計画の目標指標を活用 ※地域公共交通計画の目標年度は令和9年度までとなっているため、目標値は随時更新する
まちづくり方針④ 定住できる安全・安心なまちづくり	➡防災に関わる施策が進捗しているかについて評価 □災害時相互応援協定の締結数【間接指標】 ※大規模災害時に迅速・的確に安全確保を把握ため、各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について民間事業者や関係機関と締結する災害応援協定数の状況を把握 □地区防災計画の策定数【間接指標】 ※各地区で自発的な防災活動に関する計画を共同して作成する地区防災計画の策定状況を把握 □復興公営住宅の整備戸数【直接指標】 ※復興公営住宅の整備戸数を把握

6-3 評価指標及び目標値の整理

- ・以上より、立地適正化計画に定める評価指標及び目標値を以下に整理します。

まちづくり方針（ターゲット）	評価指標	現況値
		目標値
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	□都市機能誘導区域内の誘導施設数【直接指標】	現状値（R8）：19 施設【七尾駅周辺】 5 施設【和倉温泉周辺】
		目標値（R28）：19 施設以上【七尾駅周辺】 5 施設以上【和倉温泉周辺】
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	□居住誘導区域の人口密度【直接指標】	現状値（R2）：27.9 人/ha ※策定時点で最新の現況値（国勢調査）を記載していますが、震災前の値のため、令和7年国勢調査のメッシュ別人口が公表された際は、改めて現況値を更新する予定
		目標値（R27）：22.3 人/ha ※居住誘導を図らない場合 18.8 人/ha まで低下することが想定 ※社人研推計値と復興プラン目標値の差（約2.8 百人）の約8割を居住誘導区域に誘導することを想定 ※国勢調査を活用して達成状況を確認するため、目標値は国勢調査実施年を設定
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	□市内公共交通利用者数【間接指標】	現状値（R3）：171.7 万人 ※地域公共交通計画の現状値を転記
		目標値（R9）：172.0 万人 ※地域公共交通計画の目標値と整合（計画が改定された際は、新たな目標値を採用する）
まちづくり方針④ 定住できる安全・安心なまちづくり	□災害時相互応援協定の締結数【間接指標】	現状値（R8）：45 件
		目標値（R28）：現状値以上
	□地区防災計画の策定数【間接指標】	現状値（R8）：0 地区
		目標値（R28）：1 地区以上
	□復興公営住宅の整備戸数【直接指標】	現状値（R8）：－戸
		目標値（R28）：394 戸